

みよし市

障がい者福祉計画

第5期 みよし市障がい者計画
(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

第7期 みよし市障がい福祉計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

第3期 みよし市障がい児福祉計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)



令和6年
みよし市

はじめに

本市では平成30（2018）年3月に「第4期みよし市障がい者計画」、令和3（2021）年3月に「第6期みよし市障がい福祉計画・第2期みよし市障がい児福祉計画」を加えた「みよし市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者（児）の自己決定、意思決定を尊重し、互いに助け合い、支え合う関係を築き、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいりました。



このたび、計画期間が満了することから、令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする「第5期みよし市障がい者計画」、令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする「第7期みよし市障がい福祉計画」と「第3期みよし市障がい児福祉計画」を新たに策定しました。

本市の障がい者（児）の人数は年々増加しており、障がいの種類や程度に応じて、ニーズも多様化しています。また、障がい者とその介護者の高齢化も進んで、いわゆる「親亡き後」の生活や権利擁護の支援が課題となっています。さらに、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、子育てに不安を抱える人や育児の孤立も進んでおり、年齢に関係なく、切れ目のない支援を提供できる仕組みづくりが求められてきています。

これらの課題の解消に向け、本計画においては前回計画を継承しつつ、重層的支援体制の構築、重度障がい者の支援体制の整備、親亡き後の支援体制の充実、保護者支援の仕組みの確立などを盛り込んでいます。今後も障がい当事者やそのご家族の意見に耳を傾け、計画の基本理念である「全ての市民が、障がいのある・なしに関わらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現」を目指して、誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、市民の皆様、関係機関・関係団体の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして多大な御尽力をいただきました、みよし市障がい者福祉計画審議会委員の皆様、心から感謝申し上げますとともに、アンケート調査やヒアリング、パブリックコメント等に御協力いただきました多くの市民の皆様、みよし市障がい者自立支援協議会を始めとする関係機関・関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

みよし市長 小山 祐

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景.....	3
2. 計画の位置付け.....	4
3. 計画期間.....	5
4. 国等における障がい福祉に関する近年の動向（抜粋）.....	5
5. 本市の障がい福祉に係る施策の動向（抜粋）.....	7

第2章 障がい者等の状況

1. 人口構成（人口の動向）.....	11
2. 障がい者（児）の状況.....	12

第3章 第5期障がい者計画の基本的な考え方

1. 令和11（2029）年までの「中期的、長期的」な計画.....	21
2. 「みよし市福祉・医療・介護長期構想」の一翼を担う計画.....	21
3. 計画の基本理念.....	21
4. SDGsの視点を踏まえた計画の推進.....	22
5. 計画の基本目標.....	23
6. 施策の体系化.....	24

第4章 第5期障がい者計画の施策展開

1. 権利擁護.....	27
2. 生活環境.....	31
3. 保健・医療.....	33
4. 地域生活支援.....	36
5. 療育・教育.....	40
6. 雇用・就労.....	43
7. 社会参加.....	46
8. 障がいの理解.....	47

第5章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨.....	51
2. 基本的理念.....	52

第6章 第7期障がい福祉計画の事業展開

1. 前期計画の達成状況.....	55
2. 令和8（2026）年度に向けた成果目標.....	58
3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等.....	67

第7章 第3期障がい児福祉計画の事業展開

1. 前期計画の達成状況.....85
2. 令和8（2026）年度に向けた成果目標.....86
3. 障がい児支援の見込量（活動指標）と確保策等.....88

第8章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理組織の設置.....95
2. 協働による計画の推進（みよし市障がい者自立支援協議会との協調）.....95
3. 計画の点検、評価.....96

資料編

1. 計画策定の過程.....99
2. 障がい者福祉計画策定委員.....100
3. アンケート調査結果の概要.....101
4. 関係団体ヒアリング、ワークショップの実施結果.....104
5. パブリックコメントの実施結果.....115

第 1 章

計画の概要



第1章 計画の概要



1. 計画策定の背景

みよし市は、平成30(2018)年3月に「第4期みよし市障がい者計画」、令和3(2021)年3月に「第6期みよし市障がい福祉計画・第2期みよし市障がい児福祉計画」を策定し、障がい^{※1}福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、様々な分野に及び障がい者(児)福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国においては、平成30(2018)年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行、令和元(2019)年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律(障がい者雇用促進法)の一部を改正する法律」の施行、令和3(2021)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」、同年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行、令和4(2022)年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行等がありました。

近年の障がいのある人をとりまく環境をみると、障がい福祉のニーズは多様化し、切れ目なく支援を提供できる仕組みづくりが求められてきています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に、障がいのある人を含めた脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与えました。地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失や、孤独・孤立の問題も深刻化しています。このような状況の中、地域共生社会^{※2}の実現に向けた改革の一環として、改正社会福祉法が令和3(2021)年4月に施行され、市町村の包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を創設することができるようになりました。

国の法律や制度をはじめとして、障がいのある人をとりまく社会情勢は大きく変化しています。また、障がいのある人が地域で生活していくためには、市民の理解をさらに深める必要があります。

今回の「第5期みよし市障がい者計画・第7期みよし市障がい福祉計画・第3期みよし市障がい児福祉計画」では、以上の点を踏まえて策定することとしました。

※1 「障がい」の表記は、法令の固有名詞を除き、趣旨及び内容に変更を及ぼさない範囲内において「障がい」の表現を使用しています。

※2 地域共生社会とは、厚生労働省が新たに示した概念で、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、すべての人を地域で支える社会のことです。

2. 計画の位置付け

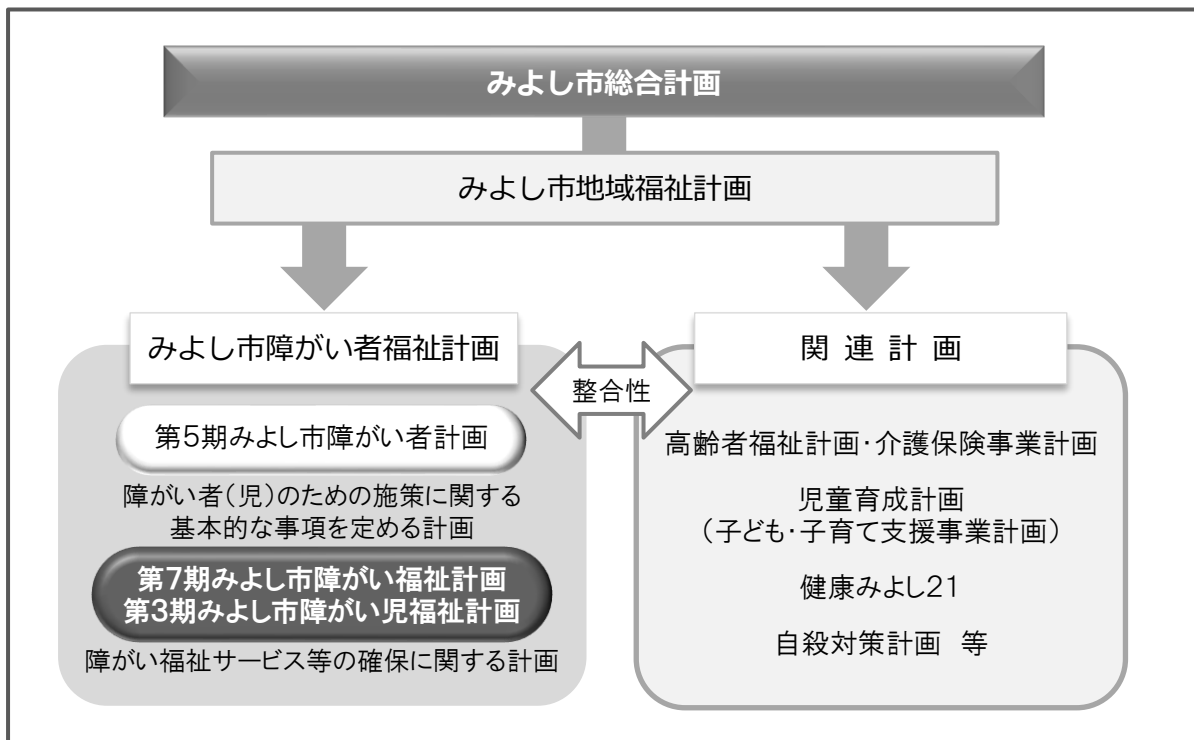
「第5期みよし市障がい者計画」は、障がい者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」として、みよし市における障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。障がいのある人を取りまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を示しています。

「第7期みよし市障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定される「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画として策定します。

「第3期みよし市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定される「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定め、「みよし市障がい福祉計画」と一体的に策定します。

これらの計画は、『みよし市総合計画』、『みよし市地域福祉計画』を上位計画とし、関連する計画と整合性をとりながら、障がい者（児）福祉の方向性を示す計画として位置付けられます。

【障がい者（児）福祉に関わる計画（イメージ）】





3. 計画期間

「第5期みよし市障がい者計画」は令和6（2024）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とする6か年計画とします。「第7期みよし市障がい福祉計画・第3期みよし市障がい児福祉計画」は3年を1期とする計画であるため、令和6（2024）年度を初年度とし、令和8（2026）年度までの計画とします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 計画	第4期						第5期					
障がい福祉 計画	第5期		第6期			第7期			第8期			
障がい児福祉 計画	第1期		第2期			第3期			第4期			

4. 国等における障がい福祉に関する近年の動向（抜粋）

時期	動 向
平成 24(2012)年	<p>改正児童福祉法施行(4月1日) 障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置付けられました。</p> <p>改正障害者自立支援法施行(4月1日) 利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれました。</p> <p>障害者虐待防止法施行(10月1日) 障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定されました。</p>
平成 25(2013)年	<p>障害者優先調達推進法施行(4月1日) 国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定されました。</p> <p>障害者総合支援法施行(4月1日) 法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定されました。</p> <p>障害者権利条約批准(1月20日) 障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成 26(2014)年2月 19 日より国内において効力が生じることになりました。</p>

時 期	動 向
平成 28(2016)年	<p>改正障害者雇用促進法施行(4月1日) 差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定されました。</p> <p>障害者差別解消法施行(4月1日) 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定されました。</p>
平成 30(2018)年	<p>改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(4月1日) 自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設されました。</p> <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行(6月 13 日) 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定されました。</p>
令和元(2019)年	<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行(6月 28 日) 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、国等の責務や基本的施策について規定されました。</p>
令和2(2020)年	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行(12 月1日) 聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的に規定されました。</p>
令和3(2021)年	<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行(9月 18 日) 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するために制定されました。</p>
令和4(2022)年	<p>障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律公布・施行(5月 25 日) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定されました。</p>
令和6(2024)年	<p>改正障害者差別解消法施行(4月1日) 障害者差別解消法の改正により、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。</p> <p>改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(4月1日ほか) 障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割をもち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく暮らすことができる体制の構築を目指します。</p>



5. 本市の障がい福祉に係る施策の動向（抜粋）

時 期	施 策 内 容
平成 18(2006)年 4月～	<p>相談支援体制の強化</p> <p>障がい者相談支援事業を開始しました。当初は、1法人に業務委託(相談支援専門員1人配置)して実施していましたが、令和5(2023)年度は7法人に相談支援専門員を9人配置と、年々、体制を強化しています。また、障がいのある人が福祉サービスを利用するときの計画を作成する「特定相談支援事業所」は、令和6(2024)年2月現在で上の7法人に加え2法人(計9事業所)を指定しています。</p>
平成 20(2008)年 2月～	<p>みよし市障がい者自立支援協議会の設置</p> <p>障がいがあってもなくても当たり前暮らせる地域づくりを目指し、障がい者相談支援事業で確認できた課題の解消に向けて話し合う場として、みよし市障がい者自立支援協議会を設置しました。みよし市障がい者自立支援協議会には、全体会、運営会議、専門部会を設け、地域の課題解消に向け、関係者による協議を重ねています。</p>
平成 24(2012)年 10月～	<p>障がい者虐待防止センターの設置</p> <p>障がい者虐待防止法の施行に伴い、福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置しました。</p>
平成 26(2014)年 4月～	<p>福祉総合相談センター(ふくしの窓口)の設置</p> <p>障がいのある人、高齢者等年齢を問わず、生活のしづらさを感じている人からのあらゆる相談に対応するため、市役所1階に「福祉総合相談センター(ふくしの窓口)」を設置しました。「福祉総合相談センター」には、保健師、社会福祉士等の資格保有者を配置し、市民からの相談に対応しています。</p>
	<p>障がい者就労支援事業の開始</p> <p>障がい者就労支援事業を開始しました。この事業は、当初から1法人に業務委託して実施しており、障がいのある人の就労または企業からの障がい者雇用に関する相談に対応するとともに、障がいのある人の職業体験先の開拓等に取り組んでいます。</p>
平成 27(2015)年 4月～	<p>児童発達支援事業所よつばの設置</p> <p>発達支援の必要な子どもが通う「児童発達支援事業所よつば」をみよし市立明知保育園内に開設しました。「児童発達支援事業所よつば」には、臨床心理士、保育士等の資格保有者を配置し、通っている子どもの発達を支援しています。</p>
平成 28(2016)年 7月～	<p>くらし・はたらく相談センターの設置</p> <p>障がいのある人、生活困窮者の生活や就労に関する相談に対応するため、みよし市立ふれあい交流館内に「くらし・はたらく相談センター」を設置しました。「くらし・はたらく相談センター」には、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格保有者を配置し、相談に対応しています。</p>

時 期	施 策 内 容
平成 29(2017)年 4月～	<p>基幹的相談支援センターの設置</p> <p>「くらし・はたらく相談センター」内に、障がい者相談支援事業を委託した法人の相談支援専門員3人が常駐する「基幹的相談支援センター」を設置しました(令和5(2023)年度は、相談支援専門員を4人配置)。基幹的相談支援センターでは、相談支援専門員の資質向上のため研修を企画、運営する等、体制強化に努めています。</p>
令和2(2020)年 7月～	<p>成年後見支援センターの開所</p> <p>判断能力が乏しい知的障がい者、精神障がい者及び高齢者やその家族、関係者からの成年後見制度に関する相談窓口として、みよし市立福祉センター内に「みよし市成年後見支援センター」が開所しました(現在は、「くらし・はたらく相談センター」内に移転)。この事業は、みよし市社会福祉協議会に委託しており、社会福祉士資格を保有している相談員が対応しています。</p>
令和4(2022)年 4月～	<p>障がい者等サポートセンター(ひきこもり地域支援センター)の開所</p> <p>精神疾患を有する者及びひきこもり状態にある者の自立及び社会参加を図るため、障がい者等サポートセンターにおいてひきこもり地域支援センター事業を開始しました。この事業は、精神保健福祉、ひきこもり支援等に関する専門知識や実績を有する法人に委託して実施しており、精神保健福祉士資格を保有した専門の相談員が対応しています。</p>

コラム

ひきこもり地域支援センターとは？

精神疾患を有する者及びひきこもり状態にある者の自立及び社会参加を図るため、令和4(2022)年4月、障がい者等サポートセンター内に開設しました(名称：シエルブルー)。事業は、専門知識を有する団体に委託し、精神保健福祉士やピアスタッフを配置して対応しています。



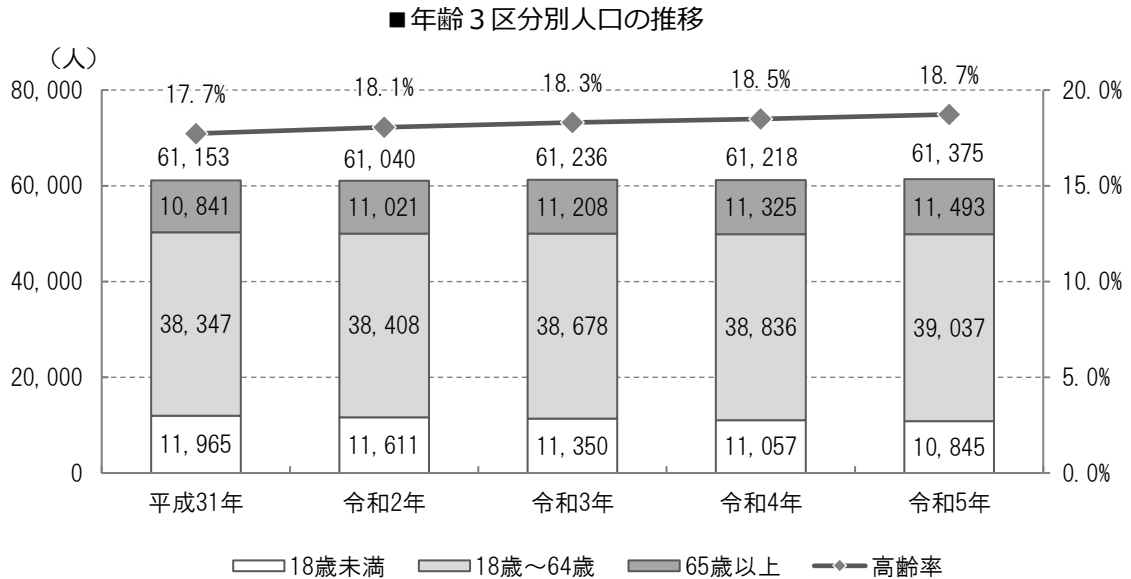
第2章

障がい者等の状況



第2章 障がい者等の状況

1. 人口構成（人口の動向）



(単位:人)

年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	61,153	61,040	61,236	61,218	61,375
18歳未満	11,965	11,611	11,350	11,057	10,845
18～64歳	38,347	38,408	38,678	38,836	39,037
65歳以上	10,841	11,021	11,208	11,325	11,493

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■ 外国人の推移

外国人	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人人口	2,159	2,221	2,298	2,251	2,469
外国人の割合(%)	3.53	3.64	3.75	3.68	4.02

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

■ 世帯数の推移

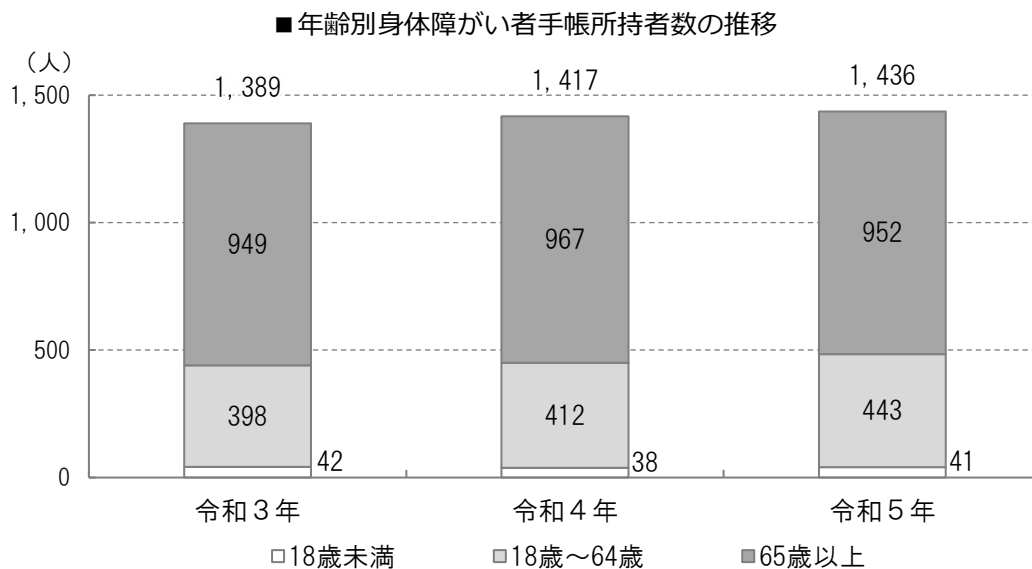
世帯	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数(世帯)	24,141	24,363	24,843	25,104	25,480
世帯当たりの人員(人)	2.53	2.51	2.46	2.44	2.41

出典:市民課(各年4月1日)

2. 障がい者（児）の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障がい者手帳所持者は令和5（2023）年4月1日現在、1,436人となっています。等級別にみると、1級が445人と最も多く、4級、3級、2級と続いています。主な障がい種類別にみると、肢体不自由が700人と最も多く、次いで内部障がい496人、聴覚・平衡機能障がい145人と続いています。



(単位: 人)

年齢	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	42	38	41
18歳～64歳	398	412	443
65歳以上	949	967	952
計	1,389	1,417	1,436

出典:福祉課(各年4月1日)

■ 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位: 人)

区分	令和3年	令和4年	令和5年
1級	431	434	445
2級	241	246	249
3級	277	290	289
4級	286	293	304
5級	73	74	71
6級	81	80	78
計	1,389	1,417	1,436

出典:福祉課(各年4月1日)



■ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位:人)

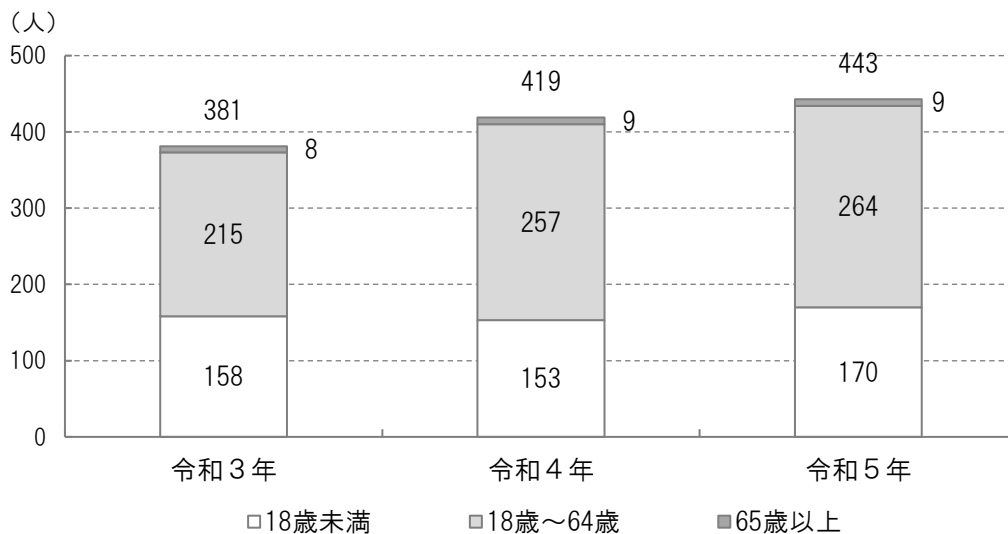
種 類	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	77	77	79
聴覚・平衡機能障がい	134	141	145
音声・言語・そしゃく機能障がい	12	14	16
肢体不自由	698	706	700
内部障がい	468	479	496
計	1,389	1,417	1,436

出典:福祉課(各年4月1日)

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者は令和5(2023)年4月1日現在、443人となっており、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の2年間で62人増加しています。等級別に見ると、A判定が171人と最も多く、C判定、B判定と続いています。

■ 年齢別療育手帳所持者数の推移



(単位:人)

年 齢	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	158	153	170
18歳～64歳	215	257	264
65歳以上	8	9	9
計	381	419	443

出典:福祉課(各年4月1日)

■ 等級別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

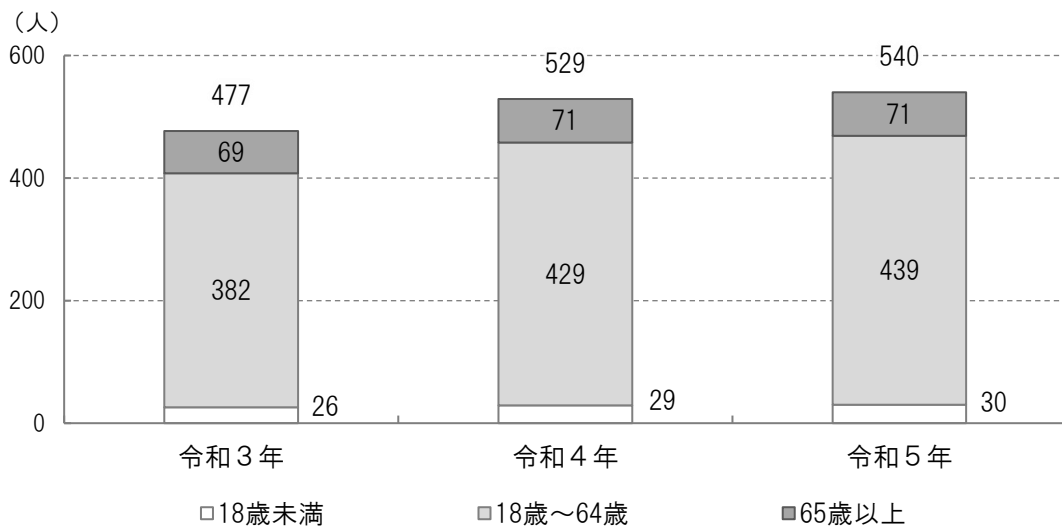
区 分	令和3年	令和4年	令和5年
A 判定	153	164	171
B 判定	92	104	117
C 判定	136	151	155
計	381	419	443

出典:福祉課(各年4月1日)

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は令和5(2023)年4月1日現在、540人となっており、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の2年間で63人増加しています。18歳~64歳の区分の増加が目立ちます。

■ 年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位:人)

年 齢	令和3年	令和4年	令和5年
18 歳未満	26	29	30
18 歳~64 歳	382	429	439
65 歳以上	69	71	71
計	477	529	540

出典:福祉課(各年4月1日)



■ 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	令和3年	令和4年	令和5年
1級	48	50	47
2級	261	292	293
3級	168	187	200
計	477	529	540

出典:福祉課(各年4月1日)

■ 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

(単位:人)

制度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療(精神通院)	1,007	1,050	1,061

出典:福祉課(各年4月1日)

(4) 発達障がいのある人の状況

発達障害者支援法では、「発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの」とされており、知的発達の遅れを伴う場合と伴わない場合があります。

平成24(2012)年に実施された国(文部科学省)の調査によると、小、中学校では、特別支援学級だけでなく、通常の学級に発達障がいの可能性のある児童、生徒が6.5%在籍しているとの結果が示されています。

現在、発達障がいのある人の数の公的な数値はありませんが、市で確認できた精神障がい者保健福祉手帳所持者で広汎性発達障がいの診断を受けた人、障がい者医療費受給者で自閉症状群と診断された人の数は、増加傾向です。

■ 精神障がい者保健福祉手帳申請時の診断書の診断名が広汎性発達障がいの人

(単位:人)

診断名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広汎性発達障がい	115	134	148

出典:福祉課(各年4月1日)

■ 障がい者医療費受給者のうち、自閉症状群と診断された人

(単位:人)

診断名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自閉症状群	156	174	180

出典:保険健康課(各年4月1日)

（５）難病患者の状況

難病患者の状況は、指定難病特定医療費給付の受給者数を参考にしています。従来の対象は110疾病でしたが、令和3（2021）年11月から338疾病に拡大しています。

本市においては、令和5（2023）年3月31日現在では潰瘍性大腸炎が77人と最も多く、次いでパーキンソン病が36人、全身性エリテマトーデスが31人となっています。

出典：愛知県衣浦東部保健所

（６）小児慢性特定疾病患者の状況

小児慢性特定疾病患者の状況は、小児慢性特定疾病医療費給付の受給者数を参考にしています。令和3（2021）年11月時点で、対象疾患は788疾病あります。

本市においては、令和5（2023）年3月31日現在では内分泌疾患が11人と最も多く、次いで神経・筋疾患が8人、慢性消化器疾患群が8人となっています。

出典：愛知県衣浦東部保健所





(7) 障がい支援区分の判定人数

障がい支援区分の判定は、障がい福祉サービス利用の際に必要な障がいのある人の心身の状態を明らかにするものです。令和5（2023）年4月1日現在、195人が認定を受けており、知的障がいのある人が最も多く約6割を占めています。

■ 区分認定者数

(単位:人)

障がい種別	区分	令和3年	令和4年	令和5年
身体	1	0	0	0
	2	2	2	3
	3	13	11	14
	4	7	7	7
	5	3	4	5
	6	12	10	12
知的	1	1	1	0
	2	6	7	7
	3	16	17	19
	4	44	44	44
	5	27	25	26
	6	17	23	23
精神 (発達)	1	0	0	1
	2	16	16	13
	3	6	11	13
	4	3	6	6
	5	0	0	0
	6	0	0	0
難病	1	0	0	0
	2	0	0	0
	3	0	0	0
	4	0	0	0
	5	0	0	0
	6	1	2	2
計		174	186	195

出典:福祉課(各年4月1日)

第3章

第5期障がい者計画の 基本的な考え方

第3章 第5期障がい者計画の基本的な考え方

1. 令和11（2029）年までの「中期的、長期的」な計画

第5期障がい者計画は、障がい者基本法の「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、令和11（2029）年までの「中期的、長期的」な計画として策定します。また、本計画では「地域共生社会の実現」という概念の下、地域包括ケアシステムの考え方を障がい者（児）福祉の分野でも進めていくこととなります。

2. 「みよし市福祉・医療・介護長期構想」の一翼を担う計画

本計画は、みよし市福祉・医療・介護長期構想^{※3}に基づいた計画です。福祉総合相談センターを中心に、福祉・医療・介護のそれぞれの関係機関の連携を強化するとともに、障がいのある人を包括的及び継続的に支援していくネットワークの確立と強化を通じて、障がいのある人が生まれ育った地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの充実化及び地域共生社会の実現を図ります。

3. 計画の基本理念

「全ての市民が、障がいのある・なしに関わらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現」

以上の基本的な考え方に基づき、本市では、「5 計画の基本目標」に示す3点を基本目標に位置付け、計画を推進していきます。

※³「みよし市福祉・医療・介護長期構想」とは、平成28（2016）年3月に策定された構想で、平成28（2016）年から令和17（2035）年までを構想期間としています。この構想は、障がいのある人だけでなく、子どもや子育て家庭、高齢者等全ての市民が地域で安心してその人らしく暮らしていけるような仕組みづくり（みよし市版地域包括ケアシステム＝地域共生社会）を目指した、福祉と医療、介護の総合的な支援の指針です。

4. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の国際目標と169のターゲット（指標）が掲げられています。

17の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。そのため、本市では各計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。また、SDGsの「誰一人取り残さない」という考えは、「全ての市民が、障がいのある・なしに関わらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現」を基本理念とする本計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。そのため、本計画の施策を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、障がいのある・なしに関わらず、全ての市民が共生する地域社会の実現を目指します。



一人ひとりの行動がみよし市の未来を彩る
AICHI MIYOSHI CITY SDGs



みよし市 SDGs オリジナルロゴマーク



5. 計画の基本目標

計画の基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標 1

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない支援体制づくり

- ① 障がいのある人の年齢、性別、障がいの特性や生活状況等に合わせ、一人ひとりの個別性に配慮します。
- ② 保健、医療、教育、福祉、就労等、障がいのある人のライフステージに応じた総合的な施策、事業を展開するとともに、障がい者（児）福祉に関係する他分野の計画・施策等との整合性を保ち、切れ目のない支援体制を整備します。



基本目標 2

障がいがあっても安全に、安心して暮らせる地域づくり

- ① 障がいがあっても安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、市民、関係団体、行政が協働し、身近なところで気軽に相談できる体制を整えます。
- ② 今後も安全に、安心して暮らすことができるよう、健康づくりや生きがいづくり等の充実を図ります。
- ③ 災害時の避難の手助けや声かけ等、防災・防犯活動について、市民同士で協力する意識を高めます。



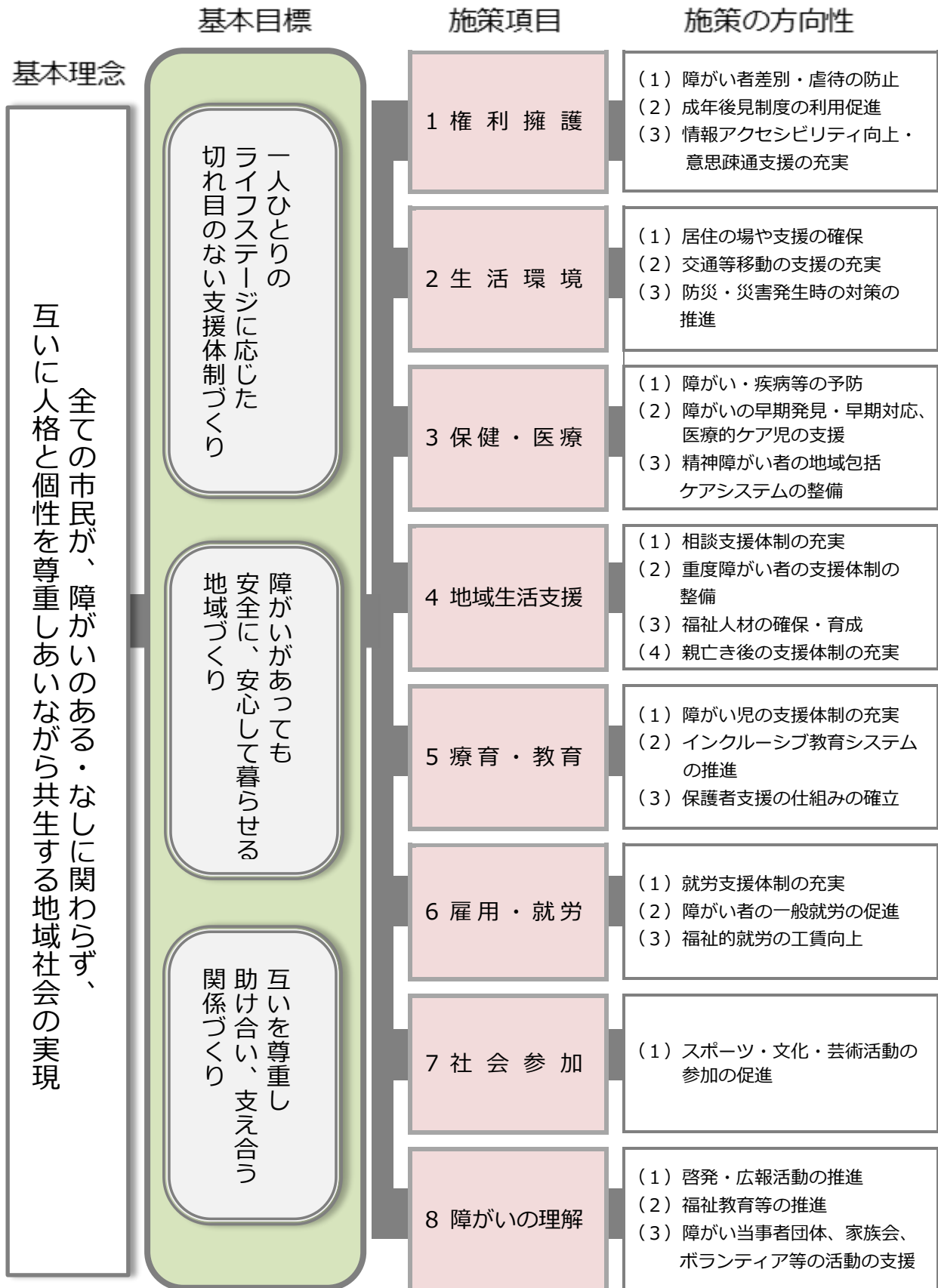
基本目標 3

互いを尊重し助け合い、支え合う関係づくり

- ① 障がいのある人の意思決定の支援や自己決定を尊重し、施策の実施にあたっては、障がいのある人や関係者等の意見を聞く機会を設け、これを重視します。
- ② 子どもから高齢者まで、市民が一体となって、助け合い、支え合っているよう、市民の障がい者（児）福祉に対する意識を高めるために、障がいに関する啓発・広報活動を通じ、障がいの理解を促進します。



6. 施策の体系化





第4章

第5期障がい者計画の施策展開

- ※ 【新規】がついた項目は、第5期障がい者計画期間で新規に取り組む内容です。
- ※ 【重点】がついた項目は、令和4（2022）年度に実施した障がい者福祉計画に関する調査結果等を分析し、市の課題として第5期障がい者計画期間で重点的に取り組む内容です。

第4章 第5期障がい者計画の施策展開

1. 権利擁護

現状と課題

- 障がいに対する市民の理解は、以前に比べると徐々に進んできていますが、偏見や差別は今も残っており、また不適切な支援等もみられます。
- 障がいのある人に対する虐待が生じたときの対応の検討や保護する場所等、虐待防止体制のさらなる充実が求められています。
- 成年後見制度に関する相談窓口が設置され、制度の周知や体制の整備は進みつつありますが、障がい関係者の相談件数はそれほど多くありません。
- ICT化により、障がいのある人も情報収集しやすい環境になりつつありますが、必要な人へ情報が行き届いていない現状にあるため、情報の提供方法を検討する必要があります。
- 障がいがあっても、意思表示やコミュニケーションが円滑にできるよう、意思疎通支援の充実を図っていくことが必要です。
- 障がいがあり自己決定に困難を抱える場合であっても、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、意思決定支援の仕組みも重要となっています。

目指す姿

- 障がいのある人への虐待の早期発見、早期支援に努め、虐待の予防や発見後の支援充実に取り組みます。
- 障がいのある人が、障がいによる権利侵害や不利益をこうむることのないよう、差別解消及び権利擁護支援の体制の充実、強化を図ります。
- 障がいのある人も、あらゆる分野の活動に参加できるよう、情報の十分な取得、利用及び円滑な意思疎通に係る施策を推進します。

(1) 障がい者差別・虐待の防止

▶ 具体的な取組

- ・福祉総合相談センターで障がい者虐待の相談に対応するとともに、要保護者地域対策協議会にて障がい者虐待防止の取組や相談対応についての評価を行います。
- ・虐待を受ける等緊急時に避難するための居室を確保し、被虐待者の保護を図ります。
- ・障がい者差別の解消に向けた周知、啓発活動を積極的に行います。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
緊急時避難のための受入れ先の確保(福祉課)	被虐待者の保護を図るための受入れ先を確保します	受入れ先数	1	4
障がい者差別解消に向けた周知、啓発(福祉課)	広報やホームページ、研修等を通じて、周知、啓発を行います	啓発回数	2	4

コラム

障害者差別解消法とは？

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25(2013)年 6月に制定され、平成 28(2016)年 4月 1日から施行されました。

令和 3(2021)年の法改正により、令和 6(2024)年 4月 1日からは、事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されます。

(2) 成年後見制度の利用促進【重点】

▶ 具体的な取組

- ・成年後見支援センターを中心に、本人の意思決定を重視した支援を行います。
- ・成年後見制度利用促進計画に基づき、福祉総合相談センターと成年後見支援センターを「中核機関」に位置付け、権利擁護支援体制の充実、成年後見支援ネットワークのさらなる強化を図ります。
- ・司法、福祉、医療関係者による成年後見支援ネットワーク会議を開催し、成年後見支援に関する地域課題の解消に向けて話し合います。
- ・成年後見制度等の利用を促進するため、制度の周知、啓発活動を継続して実施します。



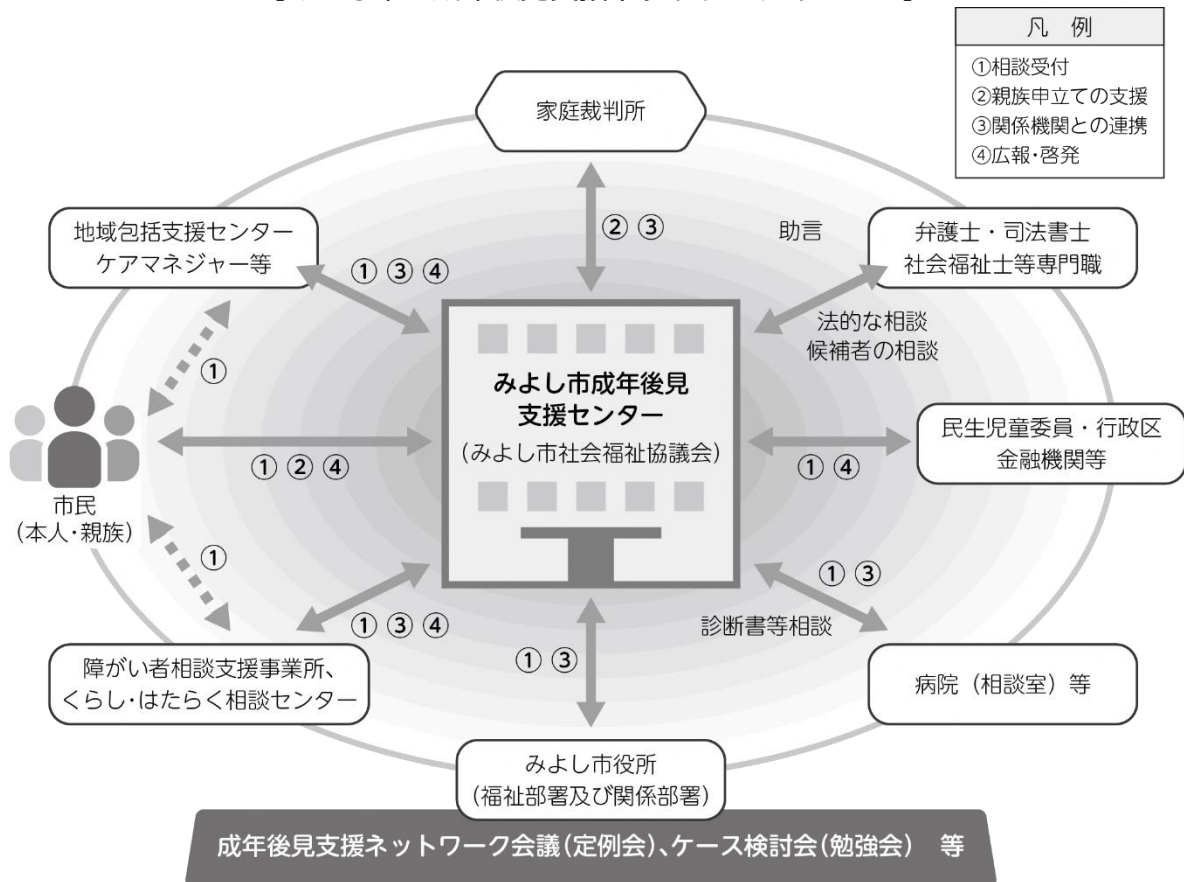
【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
成年後見制度の周知、啓発(中核機関)	成年後見制度に関する学習会等を開催します	啓発回数	2	4
事例検討会の開催(中核機関)	多職種による事例検討を行い、関係職種の資質向上を図ります	開催回数	6	12

【新規の取組】

取組		内容			
法人後見開始に向けた準備、体制の検討(福祉課、長寿介護課)		市内社会福祉法人による法人後見業務が開始できるよう、準備を進め、体制を整備します			
スケジュール					
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
法人後見開始	体制の検討	⇒	⇒	⇒	⇒

【みよし市の成年後見支援ネットワークイメージ】



(3) 情報アクセシビリティ向上・意思疎通支援の充実

▶ 具体的な取組

- ・障がいの種類や程度に応じた手段を選択できるよう、情報アクセシビリティの向上に向けて検討します。
- ・意思疎通支援者を養成するため、市民向けの講座を継続して開催します。
- ・聴覚障がいのある人が必要な情報を収集し、また、意思疎通できるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
手話奉仕員養成講座の開催(福祉課)	手話奉仕員を養成します	修了者数	13	18
手話通訳(要約筆記)者派遣事業の実施(福祉課)	手話通訳(要約筆記)者を派遣します	派遣回数	88	120

コラム

成年後見支援センターとは？

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい及び精神障がいのある人を支える成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、令和2(2020)年7月、福祉センター内に開設しました(令和5(2023)年現在はくらし・はたらく相談センター内)。運営は社会福祉法人みよし市社会福祉協議会に委託しており、社会福祉士資格を持った職員が相談等に対応しています。市では、この成年後見支援センターと福祉総合相談センターを市の成年後見支援ネットワークにおける中核機関として位置付け、権利擁護支援のための体制を構築、整備しています。



2. 生活環境

現状と課題

- ・障がいの重度化、障がいのある人や介護者の高齢化が進んでおり、いわゆる「親亡き後」の支援は喫緊の課題となっています。
- ・「親亡き後」も住み慣れた地域での暮らしを支援するため、自宅での生活を継続することも視野に入れた支援や体制の検討が必要です。
- ・障がいのある人の移動については、市民アンケートでも「公共交通機関が利用しにくい」という声があがっており、公共交通の充実に向けて関係機関とともに検討し続けていかなければなりません。
- ・災害対応については、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画作成の促進、福祉避難所の確保等に取り組んでいますが、今後は発生時を想定したシミュレーションや関係機関等との役割分担等、具体的に進めていく必要があります。

目指す姿

- 住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、居住の場や支援等、体制を確保します。
- 外出しやすくなるよう、交通等移動の支援の充実を図ります。
- 災害発生時であっても不安や負担をなるべく軽減できるよう、福祉関係機関や地域との連携を強化します。

(1) 居住の場や支援の確保【重点】

▶ 具体的な取組

- ・市内でグループホームを設置する法人を支援し、整備を促進します。
- ・「親亡き後」を見据え、在宅生活継続の支援や居住の場の確保に向けて、みよし市障がい者自立支援協議会での協議を重ね、確保策を検討します。
- ・地域での生活や親元を離れての暮らしがイメージできるよう、生活体験の場や機会の創設について、みよし市障がい者自立支援協議会で話し合います。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
障がい福祉サービス事業所整備費補助の実施(福祉課)	グループホームの整備を促進します	整備件数	0	1

(2) 交通等移動の支援の充実

▶ 具体的な取組

- 公共交通が利用しやすくなるよう、さんさんバスの利用料金を助成します。また、タクシー料金助成事業の対象拡大等を検討します。
- 障がいのある人の移動や送迎を支援する体制を検討するため、福祉有償運送運営会議を開催します。
- バス利用困難者の外出促進として、タクシーを活用した移動サービスの実施を検討します。

【取組内容】

取組	内容	実績値	目標値
		令和4年度	令和11年度
さんさんバスの利用料金助成の実施(福祉課)	障がいのある人がさんさんバスに乗車したときの料金を全額助成します	実施	継続
タクシー料金助成事業の実施(福祉課)	タクシーに乗車したときの料金の一部を助成します	実施	継続

(3) 防災・災害発生時の対策の推進【重点】

▶ 具体的な取組

- 災害発生時に配慮が必要な人を把握し、個別避難計画の作成数増加を図ります。
- 災害発生時の避難場所の確保（増加）に努めます。
- 災害発生時を見据え、平常時における地域との交流を促進します。
- 感染症拡大時等は、障がい福祉サービス事業所に衛生用品等を提供できるよう準備します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
避難行動要支援者名簿の整備(福祉課)	災害発生時に配慮が必要な人の名簿を整備します	登録者数	758	900
福祉避難所の指定(防災安全課)	市内の福祉事業所等を福祉避難所に指定します	指定数	6	8
災害発生時の避難に関するシミュレーションの実施(福祉課、防災安全課)	みよし市障がい者自立支援協議会で協議の上、実施します	実施回数	計画のみ	4



3. 保健・医療

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、早期の治療、対応を行うことにより、障がいを予防、軽減することができることから、各種の健康診査、相談体制等の充実を図る必要があります。
- 発達の偏りや遅れ等の早期発見のため、健診時に心理相談員を配置しています。
- 医学の進歩により、自宅で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為（医療的ケア）が必要な子どもが増えてきています。医療的ケアは個々に異なるため、一人ひとりに合わせた対応、支援を考えなければなりません。
- 精神障がいのある人は近年急増しており、市民の障がいに対する正しい理解促進やメンタルヘルスケアに取り組むことが重要です。
- 精神科病院の社会的入院を解消し、精神障がいのある人が地域で生活できるように切れ目のない支援を行っていくため、医療機関とのネットワークを強くする等、相談支援体制の充実を図る必要があります。

目指す姿

- 障がいを早期に発見し、対応するため、相談事業等のさらなる充実、強化を図ります。
- 医療的ケア児やその家族の不安や負担を軽減するため、相談体制や支援を充実します。
- 精神障がいの医療関係機関とのネットワークを強化し、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムを整備します。

(1) 障がい・疾病等の予防

▶ 具体的な取組

- 市民の健康づくり、疾病の早期発見及び障がいの予防に努めます。
- 医療・保健・福祉等に関係する機関とのネットワークを活用して保健対策推進協議会を開催し、健康の保持増進、健康づくりに関する事項について審議します。



【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
各種健康教室、講座等の充実(保険健康課)	各種健康教室、講座等を開催します	開催回数	72	90
各種検診の受診率向上(保険健康課)	各種検診の受診率向上に努めます	受診率(%)	17.5	40

(2) 障がいの早期発見・早期対応、医療的ケア児の支援

▶ 具体的な取組

- ・乳幼児健康診査、訪問指導、健康相談等を充実します。
- ・子育て総合支援センター、地区子育て支援センター、こども相談電話でしつけや発達等に関する相談に対応します。
- ・みよし市障がい者自立支援協議会内に児童期に携わる関係者の協議の場（児童部会）を設け、障がいの早期発見及び支援のための体制を充実します。
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置し、みよし市障がい者自立支援協議会内に課題解消に向けた協議の場（医療的ケアさぽーと部会）を設けるとともに、市内在住の医療的ケアを必要とする子どもの支援の充実を図ります。
- ・障がい児医療的ケア費給付事業の拡充を図ります。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
乳幼児健康診査の実施 (こども相談課)	乳幼児健康診査での障がいの早期発見に努めます	受診率 (%)	97.2	98
発達育児相談の実施 (こども相談課)	子どもの発達に関して専門家が相談に応じます	対応 延人数	25	40
医療的ケア児に関わる人材の育成(福祉課)	医療的ケア児に関わる保育士や教員等の研修を実施します	実施 回数	3	4
市内医療機関との情報共有(福祉課、市民病院)	医療的ケア児の支援について、定期的に情報共有します	開催 回数	0	4

(3) 精神障がい者の地域包括ケアシステムの整備

▶ 具体的な取組

- ・精神疾患や発達障がいの正しい理解につながるよう、啓発・広報活動を継続します。
- ・精神疾患の予防、早期発見、心の健康づくりに向けて、各種健康教室や講座等を開催します。
- ・青少年やその保護者の悩みを解決するために、心の電話相談事業を実施します。
- ・みよし市障がい者自立支援協議会内に精神保健や医療関係者の協議の場（精神保健福祉部会）を設け、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの整備に向けた検討を継続し、取組を実施します。



- ・みよし市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会において、ピアサポーターの養成や活動内容について検討します。
- ・障がい者等サポートセンター（シエルブルー）において、精神疾患のある人やひきこもり状態にある人への支援を行い、自立及び社会参加の促進を図ります。
- ・ひきこもり支援の関係者による連絡会を開催し、ひきこもり状態にある人への支援体制について話し合います。

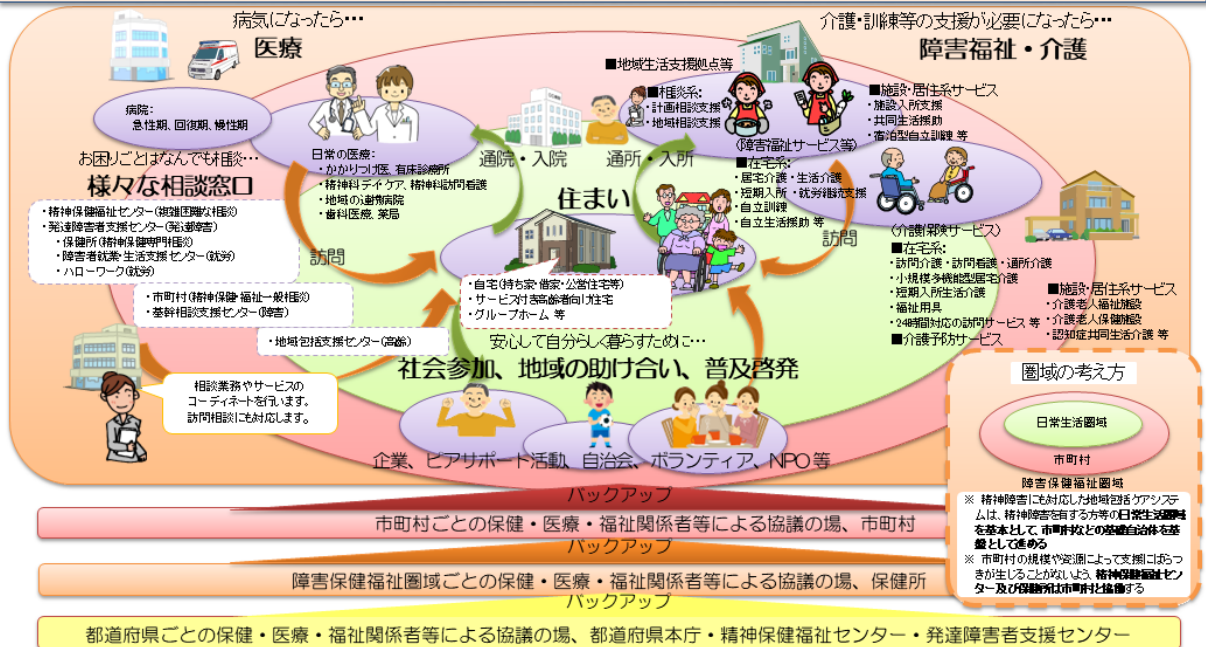
【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
精神疾患や発達障がいの啓発と広報活動の推進（福祉課、保険健康課）	精神疾患や発達障がいの理解促進のため、講演等での啓発と広報を実施します	実施回数	0	2

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



資料：厚生労働省

4. 地域生活支援

現状と課題

- ・障がいのある人（子）の数の増加、障がい及びニーズの多様化に伴い、より高度で迅速な相談支援対応が求められています。また、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていく上での課題は様々な分野が絡み合っていて複雑化し、また、複数の分野にまたがる課題を抱える等、複合化しています。
- ・近年、障がいのある家族等を持つ「ヤングケアラー」が問題となっており、ケアをする子どもたちへの支援を検討する必要があります。
- ・また、みよし市在住の外国人が増加しており、障がいのある外国人も安心して生活ができるよう、支援が必要です。
- ・市内の福祉サービス事業所は少しずつ増加していますが、重症心身障がい及び強度行動障がいのある人の受入れは課題となっています。
- ・福祉に関わる人材については、なかなか集まらないことや高齢化が問題になっており、人材確保が急務です。さらに、支援の質に差が生じないように、事業所職員の資質向上を図る必要があります。
- ・アンケート調査から、家族からの手助けで悩んでいることは「支援者が高齢であることに不安がある」が多く、いわゆる「親亡き後」の生活や支援は差し迫った課題です。

目指す姿

- 相談支援体制のさらなる充実、強化を図ります。
- 重度の障がいのある人にも対応できる支援体制を整備します。
- 市内関係機関と協調しつつ、福祉人材の確保、育成を促進します。
- 「親亡き後」も安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備、充実に向けた協議を継続します。

（1）相談支援体制の充実【重点】

▶ 具体的な取組

- ・福祉総合相談センターを福祉に関する総合的な相談窓口位置付け、市の福祉に関する相談支援体制の充実に向けた検討を継続します。
- ・くらし・はたらく相談センター（基幹相談支援センター）を中心に、障がいのある人だけでなく、生活困窮者等の相談支援体制を充実、強化します。



- ・障がい者等サポートセンター（シエルブルー）において、精神疾患のある人やひきこもり状態にある人への支援を行い、自立及び社会参加の促進を図ります。（再掲）
- ・障がい者相談支援事業のIT化を促進し、セキュリティ対策を強化するとともに、情報共有を円滑にします。
- ・障がいのある人、子ども、高齢者等の相談支援に携わる者が定期的集まる機会を設け、連携の強化及び資質向上を図ります。
- ・8050問題、ヤングケアラー、外国人等、支援が行き届きにくい人（世帯）への支援について、多機関で関わり、地域で支えられるような体制を構築、整備します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
障がい者相談支援事業の実施(福祉課)	くらし・はたらく相談センター等で相談を受付けます	相談件数	4,291	6,000
相談支援従事者の情報共有の機会の設定(福祉課)	相談支援従事者の情報共有、連携強化に努めます	開催回数	9	12
相談支援従事者研修の開催(福祉課)	相談支援従事者に対する研修を開催します	開催回数	10	12

【新規の取組】

取組		内容			
社会福祉法に基づく重層的支援体制の構築、整備(福祉課)		コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域住民が抱える課題を包括的に受け止める相談窓口を整備します			
スケジュール					
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
モデル実施	評価	⇒	評価	⇒	評価

（2）重度障がい者の支援体制の整備【新規】

▶ 具体的な取組

- ・重度の障がいのある人の支援体制の整備にあたり、現状と課題を確認します。
- ・重症心身障がいや強度行動障がいのある人に対する支援について、研修等の機会を設けます。
- ・重症心身障がいや強度行動障がいのある人が利用できる福祉サービス事業所を整備します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
重度障がいのある人の対応技術の向上(福祉課)	みよし市障がい者自立支援協議会で研修等の機会を設けます	研修回数	0	2
重度障がいのある人の受入れ事業所の整備(福祉課)	重症心身障がいのある人が利用できる事業所を整備します	事業所数	1	3

(3) 福祉人材の確保・育成【重点】

▶ 具体的な取組

- ・福祉人材の確保に向けての補助等を検討、実施します。
- ・福祉サービス事業所との連携を深め、職員研修や勉強会を開催します。
- ・移動支援従業者養成研修の開催を支援します。
- ・「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき、日常生活や社会生活を送る上で障がいのある人の意思が反映されるよう意思決定支援の質を向上します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
福祉事業所人材育成等支援事業補助金の実施(福祉課、長寿介護課)	福祉サービス事業所の人材確保、育成に対する費用の一部を補助します	件数	令和5年度から実施	5
福祉サービス事業所職員研修等の開催(福祉課)	みよし市障がい者自立支援協議会で福祉サービス事業所の職員研修等を企画、開催します	開催回数	4	6

(4) 親亡き後の支援体制の充実【新規】

▶ 具体的な取組

- ・地域生活支援拠点等の整備を促進するため、協議の場を定期的に設けます。
- ・障がい当事者や家族会等も含めた関係者で整備状況を評価します。
- ・地域生活支援拠点等の整備を担うコーディネーターを配置します。



- 高齢の障がいのある人の支援については、地域包括支援センターや成年後見支援センターとの連携により、切れ目のない対応を行います。
- 「親亡き後」を見据え、在宅生活継続の支援や居住の場の確保に向けて、みよし市障がい者自立支援協議会での協議を重ね、確保策を検討します。(再掲)
- 地域での生活や親元を離れての暮らしがイメージできるよう、生活体験の場や機会の創設について、みよし市障がい者自立支援協議会で話し合います。(再掲)
- 暮らし・はたらく相談センター(基幹相談支援センター)を中心に、障がいのある人だけでなく、生活困窮者等の相談支援体制を充実、強化します。(再掲)
- 障がい者等サポートセンター(シエルブルー)において、精神疾患のある人やひきこもり状態にある人への支援を行い、自立及び社会参加の促進を図ります。(再掲)
- 重症心身障がいや強度行動障がいのある人に対する支援について、研修等の機会を設けます。(再掲)

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
拠点等整備に向けた協議(福祉課)	みよし市障がい者自立支援協議会で定期的に協議します	開催回数	12	12
拠点等の整備状況の評価(福祉課)	みよし市障がい者自立支援協議会で評価シートに基づき、整備状況の評価します	評価回数	1	1

コラム

福祉総合相談センターとは？

高齢者や障がいのある人というように分けるのではなく、生活のしづらさを感じている人やその家族、関係者等の福祉に関する相談に対応できる相談窓口として、平成26(2014)年4月に市役所1階に設置されました。愛称は「ふくしの窓口」です。「ふくしの窓口」は市の福祉における総合的な相談窓口として位置付けており、相談には社会福祉士や保健師の資格を持った職員が対応しています。



5. 療育・教育

現状と課題

- ・乳幼児期の段階での早期の発見や支援は、様々な生活能力の獲得、向上につながります。早期発見から早期支援の体制の状況と課題を確認し、必要に応じて修正、充実を図ることが重要です。
- ・親子通園ルームふたば、児童発達支援事業所よつばとともに他機能と併設になっている状況は今も続いています。市民が利用しやすくなるよう、設置場所や事業内容等の検討を継続する必要があります。
- ・障がいのある子とない子が地域の保育園等で交流を深め、地域の子としてお互いに育ちあうことが、将来にわたって障がいのある人の地域での暮らしをより容易にすると考えられます。このため、保育園等における障がいのある子の受入れを継続して実施します。
- ・特別支援学校、小、中学校の特別支援学級に在籍する児童、生徒数は、増加傾向にあり、障がいも多様化しています。児童、生徒の障がいの特性に応じた教育を行うためには、教員への研修等を行い、担当教員の専門性の向上を図ることが必要です。
- ・子どもの成長段階に応じて支援の中心となる機関が移るため、関係機関との適切な引継ぎや情報共有の場を設ける等、切れ目のない支援を行う工夫が求められています。
- ・障がいのある子を持つ保護者の受容支援や相談支援について、保護者同士で話し合う機会やペアレントプログラム等の仕組みがなく、課題となっています。

目指す姿

- 障がいのある子の支援体制のさらなる充実、強化を図ります。
- 保育士や発達支援に携わる職員（公認心理師等）の専門性を高め、支援の質を向上させるための取組を継続します。
- 障がいのある子を持つ保護者の支援を検討し、仕組みを確立します。

(1) 障がい児の支援体制の充実

▶ 具体的な取組

- ・子どもの発達や障がいに関する保護者の不安の軽減を図るため、専門の相談員を配置します。
- ・市内保育園保育士、幼稚園教諭等の障がい理解の促進、資質向上に努めます。



- ・保健、子育て、福祉の関係者の協議の場（児童発達支援運営委員会）を設け、そこで確認された課題の解消に努めます。
- ・親子通園ルームふたば、児童発達支援事業所よつばを中心とした療育体制の整備、充実に向けて検討します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
専門相談員の配置 (上段:こども相談課、 下段:学校教育課)	公認心理師等心理職を配置し、 相談を実施します	相談 件数	37	50
			741	800
保育士、幼稚園教諭等研 修、勉強会の開催 (保育課)	保育士、幼稚園教諭等を対象 に研修等を開催します	開催 回数	4	8
保育園等訪問相談事業の 実施(保育課、こども相談 課、学校教育課、福祉課) ※市独自事業	保育士等支援を目的に、保 育園等への訪問相談を実施し ます	訪問 件数	40	50
児童発達支援運営委員会 の開催(保育課)	児童発達支援の課題解消に向 けて話し合います	開催 回数	5	5

【新規の取組】

取組		内容			
市における児童発達支援の体制整備、充実 (保育課、福祉課)		相談事業を中心に子育て支援の様々な機能を 有する「子ども・子育て支援拠点施設」を設 置します			
スケジュール					
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
視察	調査、検討	⇒	設計	⇒	施設設置

(2) インクルーシブ教育システム^{※4}の推進

▶ 具体的な取組

- ・障がい児教育の関係者の協議の場（特別支援教育連携協議会）を設け、連携の強化を図ります。
- ・幼保小連絡会を開催する等、保育園、幼稚園と小学校の連携を強化し、切れ目のない支援を推進します。

※4 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が自由な社会に効果的に参加することを目的とした、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みです。

- ・教職員の障がい理解の促進、支援の資質向上に努めます。
- ・小、中学校の教員や学校関係者と、相談支援専門員、福祉サービス事業所職員との連携を強化し、障がいの程度に関わらず、一人ひとりの子どもとその家族の生活を支援します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
新入学児童の情報の引継ぎ (保育園等、小学校)	みよし・つながりシートを作成、送付します	作成 件数	69	75
保幼小連絡会の開催 (小学校)	保幼小連絡会を開催し、情報交換を行います	開催 回数	8	8
就学相談会の開催 (学校教育課)	就学に向けての相談を受けます	相談 件数	41	50
教職員の研修、勉強会の開催 (学校教育課)	教職員への研修等を開催し、資質向上に努めます	開催 回数	3	4
相談支援専門員と教職員等の情報交換 (福祉課、学校教育課)	相談支援専門員と担当教員、市の専門相談員等で情報交換する機会を設けます	開催 回数	1	2

(3) 保護者支援の仕組みの確立【新規】

▶具体的な取組

- ・障がいのある子を持つ保護者の支援に関する協議の場を定期的に設けます。
- ・保護者同士で話し合う場の設置やペアレントプログラムの実施等、保護者支援の仕組みを確立します。
- ・保護者の支援に関する事業等を積極的に周知、啓発します。

【新規の取組】

取組		内容			
障がいのある子を持つ保護者の支援に関する協議の場の開催 (福祉課、保育課)		障がいのある子を持つ保護者を支援するための仕組み (ペアレントプログラム、保護者同士で語り合う場等)を確立します			
スケジュール					
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
モデル実施	⇒	評価実施	⇒	評価	⇒



6. 雇用・就労

現状と課題

- ・障がい者雇用促進法の改正により、障がいのある人の法定雇用率が引き上げられます。
- ・市内の企業を対象に、障がいのある人の就労促進のための働きかけを実施していますが、企業側の状況や業務の性質もあり、想定より進んでいません。
- ・障がいのある人からの就職に関する相談、支援は増加傾向で、特に精神障がい、発達障がいのある人からの相談が増えています。
- ・ハローワークや西三河北部障がい者就業・生活支援センター等、障がい者就労の関係機関と連携し、障がいのある人の就労支援の体制をさらに充実させる必要があります。また、総合的な就労支援として、雇用される前だけでなく雇用された後の支援や生活面の支援を総合的に行う必要があります。
- ・市内の福祉的就労の現状としては、令和5（2023）年12月現在、就労継続支援A型事業所が2か所、就労継続支援B型事業所が2か所、就労移行支援事業所が1か所となっています。
- ・障がい福祉サービス事業所を利用している人の生活が少しでも安定するよう、福祉的就労による収入（工賃）の向上に向けた取組も必要です。

目指す姿

- 障がいのある人の就労支援体制のさらなる充実、強化を図ります。
- 障がいのある人の就労関係機関との連携、ネットワークをさらに強化します。
- 福祉的就労の工賃向上を促進します。

（1）就労支援体制の充実【重点】

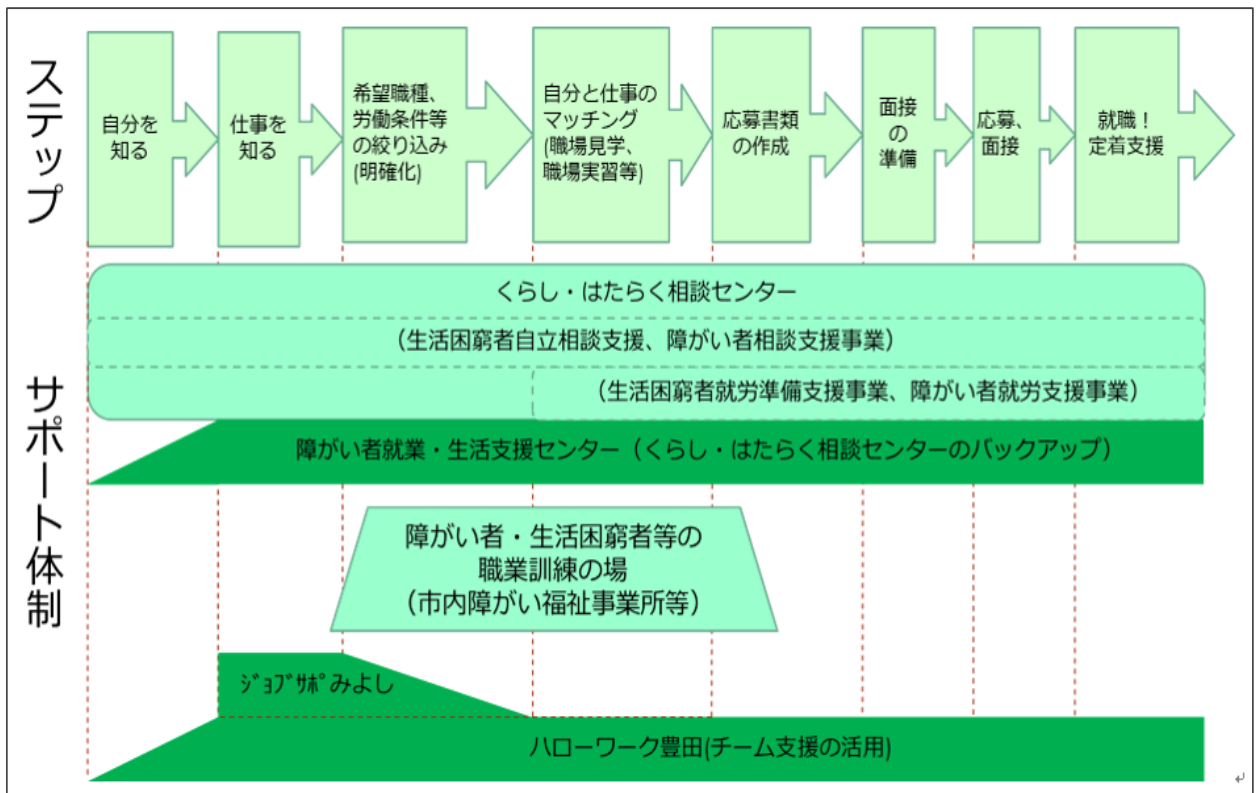
▶具体的な取組

- ・みよし市障がい者自立支援協議会内に、障がいのある人の就労に関する者の協議の場（就労支援部会）を設けます。
- ・市独自の障がい者就労支援事業を継続して実施し、くらし・はたらく相談センターを中心にした障がいのある人の就労相談、支援体制を充実します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
障がい者就労支援事業の実施(福祉課)	障がいのある人の就労に関する相談を受け、支援を行います	支援件数	1,036	1,200

【みよし市の障がい者就労支援のフロー】



(2) 障がい者の一般就労の促進

▶ 具体的な取組

- ・ハローワークや西三河北部障がい者就業・生活支援センターと障がい者就労に関する情報交換の機会を設けます。
- ・障がいのある人が一般就労について考える機会となるよう、職場体験できる会社等を増加します。また、公共施設でも職場体験を受け入れるように環境等を配慮します。
- ・障がい者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、障がい者雇用を検討している企業への相談対応等、障がい者雇用の促進に向けた取組を実施します。



【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
障がいのある人の職業体験の場の確保(福祉課)	障がい者就労支援事業で職業体験先を開拓します	体験先数	18	30
公共施設での職業体験の受入れ(人事課)	公共施設で障がいのある人の職業体験を受け入れます	体験者数	4	5

(3) 福祉的就労の工賃向上

▶ 具体的な取組

- ・市内福祉的就労事業所の話し合いの場を設ける等、ネットワークを強化します。
- ・福祉的就労系事業所利用者の工賃の向上を目指します。
- ・市内で新たに福祉サービスを提供する事業所の整備を促進します。


【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
各種イベントや公共施設での製品販売(福祉課、産業課)	各種イベントや公共施設での製品販売の機会を設けます	実施回数	0	4
福祉的就労事業所からの物品等の調達(福祉課)	障がい者優先調達方針に基づき、福祉的就労事業所からも物品等調達を促進します	調達金額	118 千円	増加

コラム

くらし・はたらく相談センターとは？

経済的に生活に困窮している人や障がいのある人からの生活及び働くことに関する様々な悩み等の相談に応じ、相談者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになるまで切れ目のない支援を行うことを目指し、平成 28 (2016) 年 7 月にふれあい交流館内に設置しました。くらし・はたらく相談センターでは、福祉や仕事に関する専門的な知識をもった職員が相談に対応しています。



7. 社会参加

現状と課題

- ・障がいのある人がスポーツや文化・芸術活動に参加できるように、一定のユニバーサルデザイン化対策が行われています。
- ・障がいのある人が地域のスポーツ、文化・芸術活動、レクリエーション講座に参加するためには、介護者の確保や施設のユニバーサルデザイン化以外にも、誤解や偏見等をなくしていく必要があります。その取組を関係機関とともにどのように進めていくかが課題となっています。
- ・障がいのある人もない人も一緒に参加できるスポーツや文化・芸術活動の機会を設けるために、仕組みづくりやサポート体制の検討を行う必要があります。

目指す姿

- 障がいのある人の社会参加の機会を確保、充実します。
- 障がいのある人が社会参加するきっかけを創出します。

(1) スポーツ・文化・芸術活動の参加の促進

▶ 具体的な取組

- ・障がいのある人も楽しめるスポーツ、文化講座等を企画、開催します。
- ・障がいのある人が芸術等に関心を持てるよう、作品展を企画、開催します。
- ・障がいのある人のスポーツ・文化・芸術活動の自主グループ等に対する支援を検討します。



第10回 あいちアール・ブリュット展
優秀作品 渡辺愛生氏(みよし市在住)

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
障がいのある人も参加できるスポーツ、文化活動の企画（上段：スポーツ課、下段：生涯学習推進課）	障がいのある人が優先のスポーツ、文化講座等を開催します	開催回数	3	3
			6	6
障がいのある人の作品展の開催(社協に依頼)	障がいのある人の絵画や書道等を展示する機会を設けます	展示箇所数	2	4



8. 障がいの理解

現状と課題

- アンケート調査から、障がいのある人に対する社会の理解は「理解されていると思う」は3割となっており、まだまだ理解が進んでいない状況にあります。
- 市では、児童期から疾病や障がいに対する正しい知識を身につけてもらおうと、福祉実践教室等の福祉教育を積極的に行っています。
- 障がい当事者団体は、当事者や家族の高齢化が進み、新規加入者も少なくなってきました。
- ボランティア活動団体は、利用者の減少や会員の高齢化が進んでおり、活動の基盤が弱まっている団体もあります。
- 当事者とボランティア団体がつながる機会を検討していくことも必要となっています。

目指す姿

- 障がいに対する理解を深めることができるよう、障がいに対する誤解や偏見を持つことがないよう、啓発と広報活動を実施します。
- 市民のボランティア活動参加を促進します。

(1) 啓発・広報活動の推進

▶ 具体的な取組

- 障がいの正しい理解につながるよう、出張講座や各種イベントで交流の機会を設ける等、啓発・広報活動を推進します。
- ヘルプマークの普及、啓発に努めます。



【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
講座やセミナーでの広報、啓発(福祉課)	講座やセミナーの開催、企業等に出張講座に出向く等、障がいの理解促進に努めます	講座回数	2	4
交流の機会の設定(社協に依頼)	障がいのある人と市民の交流の機会を設けます	来場者数	-	100

(2) 福祉教育等の推進

▶ 具体的な取組

- ・市内の小、中学校と協調して障がいについての講座や体験等を行い、児童、生徒の障がいの正しい理解につなげます。
- ・保育園等と通園施設の園児、小、中学校と特別支援学校の児童、生徒の交流の機会を拡張します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
福祉実践教室の開催 (小、中学校)	福祉実践教室で障がいについて取り上げます	回数	8	12
学校での福祉に関する講座や体験(小、中学校)	障がいについての講座や体験等を実施します	回数	18	24

(3) 障がい当事者団体、家族会、ボランティア等の活動への支援

▶ 具体的な取組

- ・障がい当事者団体等の活動をPRする場や、市民との交流の機会を設けます。
- ・障がい当事者団体等からの依頼に応じ、勉強会等に協力します。
- ・学生や企業の従業員等、ボランティア活動の新たな担い手を発掘します。
- ・ボランティア活動の啓発、ボランティア団体のPRを支援します。

【取組内容】

取組	内容	単位	実績値	目標値
			令和4年度	令和11年度
各種イベントでの活動紹介 (福祉課、社協に依頼)	各種イベントで各団体の活動紹介をします	開催回数	-	2
交流の機会の設定 (社協に依頼)	障がい当事者団体と市民との交流の機会を設けます	来場者数	-	100
障がい当事者団体等の勉強会等への協力(福祉課)	勉強会等へ講師を派遣する等の協力をします	開催回数	0	4
ボランティア通信の発行 (社協に依頼)	ボランティア通信を発行し、活動を啓発します	発行回数	4	4
ボランティア連絡協議会の開催(社協に依頼)	ボランティア団体同士での情報交換の機会を設けます	開催回数	6	6

第5章

第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画の 基本的な考え方

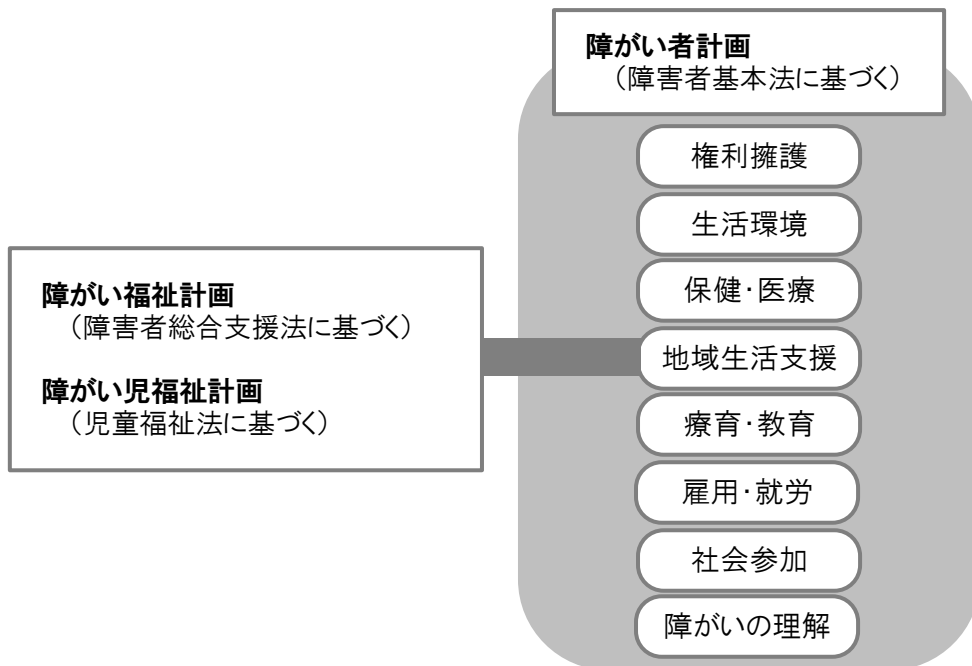
第5章 第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

「第7期みよし市障がい福祉計画」と「第3期みよし市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念及び障がいのある子の健やかな育成のための発達支援を実現するために策定するものです。

この計画は、「第5期みよし市障がい者計画」の施策項目「4 地域生活支援」に関する部分の実施計画として位置付け、障がいのある人（子）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに市の地域生活支援事業）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援及び障がい児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画と障がい者計画の関係】

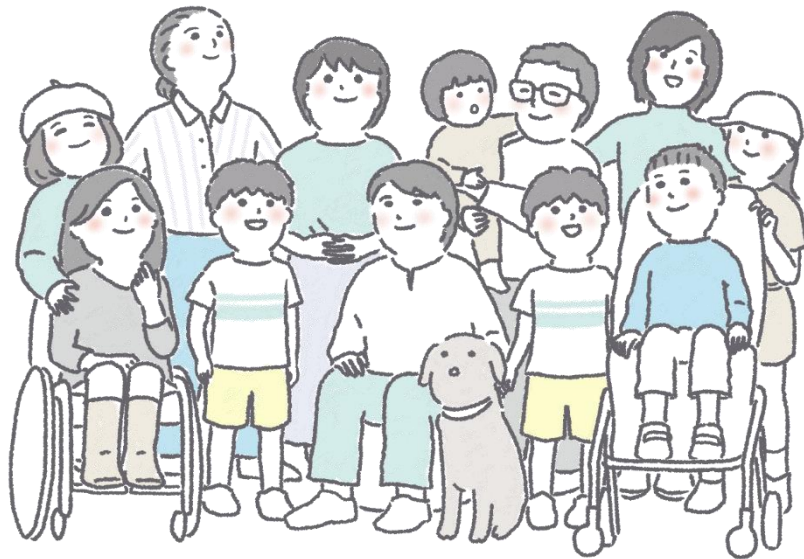


参考資料：内閣府

2. 基本的理念

市は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、国が示した次に掲げる点に配慮して「第7期みよし市障がい福祉計画」と「第3期みよし市障がい児福祉計画」を作成します。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着



第6章

第7期障がい福祉計画の事業展開

第6章 第7期障がい福祉計画の事業展開

1. 前期計画の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標

令和5（2023）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定。

○地域生活移行者数：令和元（2019）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

○施設入所者数の削減数：令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の1.6%以上削減する。

項目	単位	基準値	目標値	実績値
		令和元年度末	令和5年度末	令和5年度末
施設入所者数	人	17	16	20
地域生活移行者数	人		1	0
施設入所者の削減数	人		1	0(+4)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における成果目標

長期入院精神障がい者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であるということから、国が提示する推計式を用いて、令和5（2023）年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を障がい福祉計画に明確に記載する。

○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定。

○保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定。

○保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定。

項目	単位	目標値	実績値
		令和5年度末	令和5年度末
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	3	3
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人/年	30	37
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針における成果目標

令和5（2023）年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

項目	単位	目標値	実績値
		令和5年度末	令和5年度末
地域生活支援拠点等の整備数もしくは確保数	箇所	1	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 向けた検証・検討	回/年	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針における成果目標

令和5（2023）年度末における一般就労へ移行する者の目標値と、就労定着支援事業に関する目標値を設定。

○福祉施設利用者のうち、一般就労への移行者数を令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする（就労移行支援事業所については1.30倍以上、就労継続支援A型事業所については1.26倍以上、就労継続支援B型事業所については1.23倍以上）。

○就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。【新規】

項目	単位	基準値	目標値	実績値
		令和元年度末	令和5年度末	令和4年度末
福祉施設から一般就労への移行者数	人/年	14	20	4
就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	人/年	12	18	3
就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	人/年	0	1	0
就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	人/年	0	1	1
項目	単位	目標値		実績値
		令和5年度末	令和4年度末	
就労定着支援事業の利用割合	%	70		-
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	%	70		-

※福祉施設から一般就労への移行等の実績値は、令和4年度末の実績（状況）を掲載しています。

※就労定着支援事業については、市内に事業所がなく算定できませんでした。



(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針における成果目標

令和5（2023）年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

- 総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定。
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定。
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を設定。
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定。

項目	単位	目標値	実績値
		令和5年度末	令和5年度末
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	50	50
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	12	12

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針における成果目標

令和5（2023）年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

- 都道府県が実施する障がい福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定。
- 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を見込みを設定。

項目	単位	目標値	実績値
		令和5年度末	令和5年度末
愛知県が実施する障がい福祉サービス等の研修その他の研修への市職員の参加人数	人/年	10	7
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有無	有	検討
	回/年	1	-

2. 令和8（2026）年度に向けた成果目標

本計画では、地域生活への移行や就労支援を進めるために、令和8（2026）年度末の成果目標として、下記事項に関する6つの目標値（成果目標）を設定します。

- （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行
- （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- （3）地域生活支援の充実
- （4）福祉施設から一般就労への移行等
- （5）相談支援体制の充実・強化等
- （6）障がい福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築

6つの目標値の設定については、国の基本指針の改正内容を踏まえた上で、本市の第7期障がい福祉計画の実績等に応じた内容で設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標

令和8（2026）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定。

○地域生活移行者数：令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。

○施設入所者数の削減数：令和8（2026）年度末の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の5%以上削減する。

項目	単位	基準値	目標値
		令和4年度末	令和8年度末
施設入所者数	人	18	17
地域生活移行者数	人	0	2
削減見込み数	人	0	1

目標達成のための方策

- ・相談支援体制を充実させ、障がいのある人の地域での生活を支援します。
- ・市内で福祉サービスを提供する事業所の誘致及びグループホーム設置を促進するため、設置・運営に必要な支援を検討していきます。
- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で、地域生活への移行促進について話し合います。



- ・愛知県等の調査に基づき、施設入所者の意思を確認し、関係機関とともに地域生活への移行を検討します。

障がい者計画の関連する施策

- 居住の場や支援の確保【重点】
- 相談支援体制の充実【重点】
- 重度障がい者の支援体制の整備【新規】
- 福祉人材の確保・育成【重点】
- 親亡き後の支援体制の充実【新規】

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における成果目標

長期入院精神障がい者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であるということから、国が提示する推計式を用いて、令和8（2026）年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を障がい福祉計画に明確に記載する。

以下の事項について活動指標を設けること

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定。
- 保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定。

項目	単位	基準値	目標値
		令和4年度末	令和8年度末
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	3	3
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	人／年	41	60
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回／年	1	1

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会を定期的を開催します。
- ・精神保健福祉部会では、地域課題を確認し、課題の解決に向けて話し合います。また、課題解決に向けた取組を実施します（例：社会資源ガイドの作成、周知・啓発の取組等）。

- ・精神病床における1年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、33人（65歳未満利用者13人、65歳以上利用者20人）となる見込みです。

障がい者計画の関連する施策

○精神障がい者の地域包括ケアシステムの整備

【参考 愛知県設定の成果目標】

精神病床における1年以上長期入院患者数

→ 6,357人（65歳未満：2,915人、65歳以上：3,422人）

令和8（2026）年度における精神病床における早期退院率

→ 入院後3か月時点の退院率：68.9%

入院後6か月時点の退院率：84.5%

入院後1年時点の退院率：91.0%

地域移行に伴う基盤整備量

→ **みよし市の利用者数65歳未満13人、65歳以上20人**

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針における成果目標

○令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等により効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○令和8（2026）年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【新規】

項目		単位	基準値	目標値
			令和4年度末	令和8年度末
地域生活支援拠点等の整備	整備数もしくは確保数	箇所	1	1
	コーディネーターの配置人数	人	0	1
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証・検討	回/年	1	1
強度行動障がい有する者への支援体制の整備【新規】		整備数		検討



目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で地域生活支援拠点等の整備について検討し、運用状況を検証します。
- ・障がいのある人だけでなく、子ども、高齢者も含めた市の相談支援体制を整備し、必要に応じて個別支援会議を開催する等、連携の強化に努めます。
- ・障がいのある人の相談支援に携わる者の資質向上を図るために研修会を企画、開催し、相談支援の体制をより充実させます。
- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で、宿泊体験の機会や場、緊急時の対応について話し合います。
- ・市内福祉サービス事業所と連携して職員研修や勉強会を開催する等、事業所職員の支援の資質向上に努めます。

障がい者計画の関連する施策

- 居住の場や支援の確保【重点】
- 相談支援体制の充実【重点】
- 重度障がい者の支援体制の整備【新規】
- 福祉人材の確保・育成【重点】
- 親亡き後の支援体制の充実【新規】

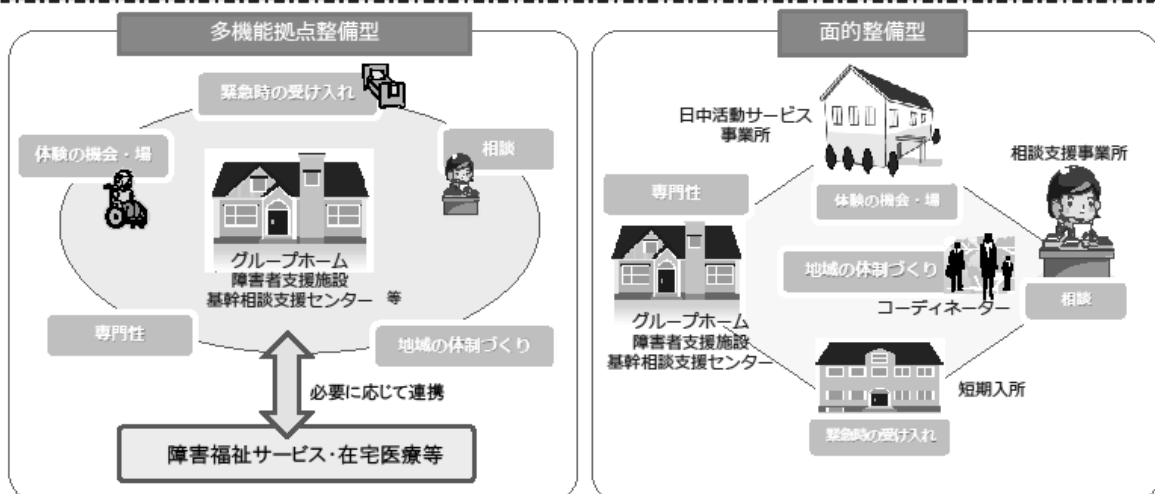
【地域生活支援拠点等の整備イメージ図】

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



資料：厚生労働省

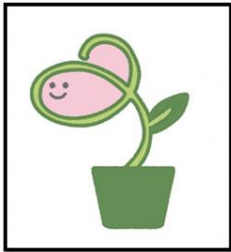
みよし市での地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、みよし市障がい者自立支援協議会で検討を重ね、地域の実情を把握・評価するための「地域診断表」を作成し、この表を活用して検証を行い、具体的な取組を話し合っています。

また、みよし市障がい者計画の基本理念である「障がいのある・なしに関わらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現」を目指すためには、障がい福祉関係者だけでなく、地域住民や企業等の理解や協力を得る必要があります。そのため、本市では「地域生活支援拠点等の整備」というわかりにくい表現に替えて、馴染みやすい名称と象徴となるシンボルマークを作成し、啓発活動等で活用しています。

【名称】 みよし市版地域生活支援拠点等整備「COCO-COLOR（ココカラ）」

【シンボルマーク】

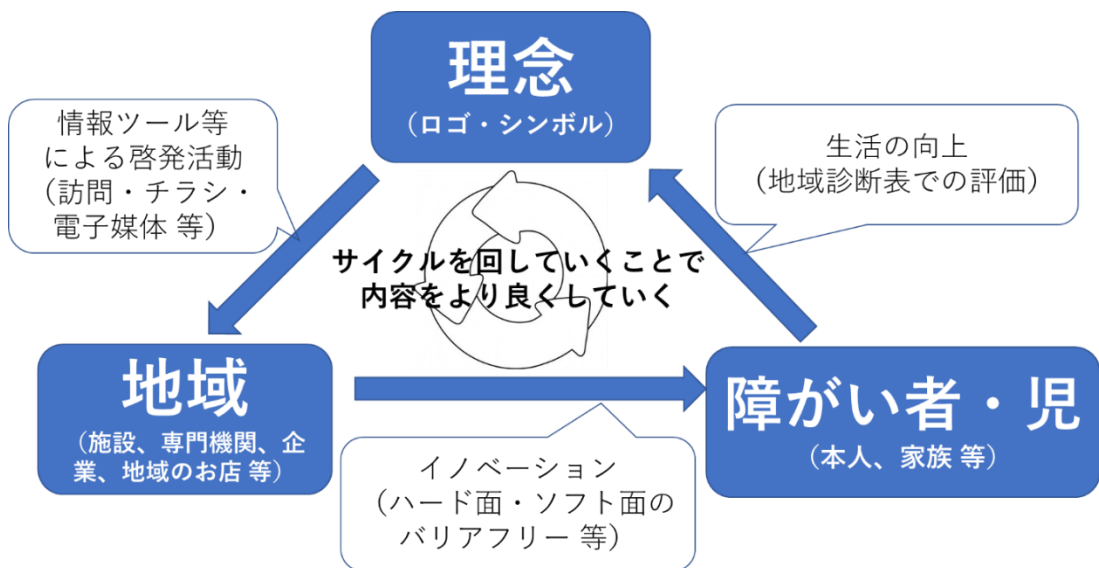


鉢植えの草が育つイメージ。
 茎はみよしの「み」、ハートの形で思いやりを表している。
 《シンボルマークに込められた思い》
 ・一人ひとりそれぞれの“カラー”がある
 ・人生まだまだ“ここから”
 ・まちづくりが“ここから”始まっていく…など

【周知、啓発方法（予定）】

- ・くらし・はたらく相談センター、公共施設等に、地域生活支援拠点等整備の趣旨を知ってもらえるような掲示物等を貼る。
- ・拠点等整備の趣旨に賛同・協力してくださる事業所やお店等に掲示物等を貼る。

【イメージ図】





(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針における成果目標

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8（2026）年度中に令和3（2021）年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3（2021）年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3（2021）年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3（2021）年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8（2026）年度末の利用者数を令和3（2021）年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8（2026）年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

項目	単位	基準値	目標値
		令和3年度末	令和8年度末
福祉施設から一般就労への移行者数	人/年	19	25
就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	人/年	14	19
就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	人/年	2	3
就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	人/年	1	2
一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数【新規】	事業所数		1
就労定着支援事業の利用者数	人	0	5
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	%		25

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会就労支援部会を定期的を開催し、障がい者雇用の促進に向けた取組を検討の上、実施していきます（例：職業体験先増加に向けた取組、ニーズ調査等）。
- ・くらし・はたらく相談センターを中心に、就労に関する障がいのある人及び企業の相談体制、支援の充実を図ります。
- ・障がい者就労支援事業を継続実施し、福祉施設からの就労移行率、就労後の定着率の向上を図ります。
- ・障がいのある人の職業体験の場の確保に努めます。また、公共施設での職業体験の受入れを推進します。

障がい者計画の関連する施策

○就労支援体制の充実【重点】

○障がい者の一般就労の促進

（5）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針における成果目標

○令和8（2026）年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

項目	単位	基準値	目標値
		令和4年度末	令和8年度末
基幹相談支援センターの設置【新規】	設置数	設置済	設置済
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	50	60
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回／年	12	12
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	件／年	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数見込み【新規】	人	2	4
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数【新規】	事業者・機関数	7	7
協議会の専門部会の実施回数【新規】	件／年	12	12



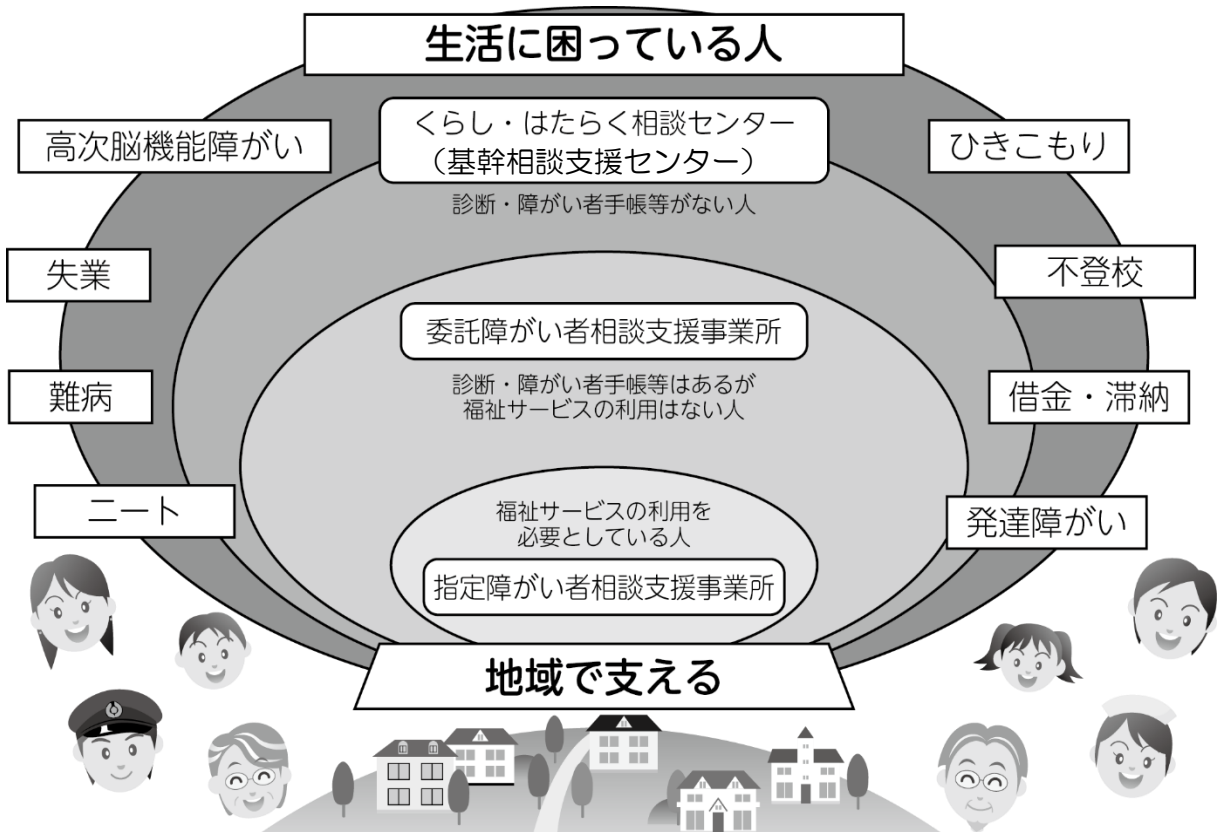
目標達成のための方策

- ・福祉総合相談センターを中心に、障がいのある人だけでなく、子ども、高齢者等も含めた市の福祉に関する総合的な相談支援体制を整備します。
- ・くらし・はたらく相談センター（基幹相談支援センター）を中心に、障がいのある人の相談支援体制を充実させます。
- ・相談支援に携わる者が定期的に集まる機会を設け、連携の強化に努めます。
- ・障がいのある人の相談支援に携わる者の資質向上を図るために研修会を企画、開催し、相談支援の体制をより充実させます。（再掲）

障がい者計画の関連する施策

○相談支援体制の充実【重点】

【みよし市の相談支援体制イメージ図】



(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針における成果目標

- 令和8（2026）年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
- 都道府県が実施する障がい福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定。

項目	単位	基準値	目標値
		令和4年度末	令和8年度末
愛知県が実施する障がい福祉サービス等の研修その他の研修への市職員の参加人数	人/年	4	10
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無、及びそれに基づく実施回数	有無	検討	有
	回/年	-	1

目標達成のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会等で、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を検討の上、実施していきます。
- ・福祉サービス事業所との連携を深め、職員研修や勉強会を開催します。

障がい者計画の関連する施策

- 福祉人材の確保・育成【重点】

コラム

障がい者自立支援協議会とは？

「障がいのある人もない人も普通に暮らせる地域づくり」を目指し、地域の関係機関がネットワークを構築して、地域の課題や情報を共有し、課題解決のための対応策や事業等を検討しています。みよし市では、平成19（2007）年3月に設置しました。障がいのある人の支援体制を整備する上で、重要な役割を果たしています。



3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策等

（1）概要

訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する項目について、必要となる障がい福祉サービス等の利用者数及び見込量を設定し、計画的に整備します。

（2）障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

① 訪問系サービス

在宅での生活を継続していけるよう、利用者や事業所への情報提供を行い、訪問系サービスの適切な提供を図ります。

【訪問系サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがある常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います
行動援護	知的障がいや精神障がいがある自己判断能力に制限を受けている人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います
同行援護	視覚障がいがある、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援等を行います
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に行います



【訪問系サービスの利用実績（1か月当たり）】

サービス名	区分	指標(単位)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	計画見込量	利用量（時間）	420	450	500
		利用者数（人）	42	45	50
	利用実績	利用量（時間）	438.5	769	649.5
		利用者数（人）	47	49	48
重度訪問介護	計画見込量	利用量（時間）	500	500	500
		利用者数（人）	3	3	3
	利用実績	利用量（時間）	1,174	387	220.5
		利用者数（人）	4	2	3
行動援護	計画見込量	利用量（時間）	10	10	10
		利用者数（人）	1	1	1
	利用実績	利用量（時間）	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0
同行援護	計画見込量	利用量（時間）	25	25	30
		利用者数（人）	7	7	8
	利用実績	利用量（時間）	23.5	21	20.5
		利用者数（人）	4	4	5
重度障がい者等 包括支援	計画見込量	利用量（時間）	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0
	利用実績	利用量（時間）	0	0	0
		利用者数（人）	0	0	0

※利用実績は、令和3年度、令和4年度は3月、令和5年度は令和5年12月の提供実績を掲載しています。

※利用量、利用者数は1か月当たりの延べ数を掲載しています。





【訪問系サービス見込量（1か月当たり）】

サービス名	指標(単位)	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用量(時間)	900	990	1,080
	利用者数(人)	50	55	60
重度訪問介護	利用量(時間)	200	300	400
	利用者数(人)	2	3	4
行動援護	利用量(時間)	5	5	5
	利用者数(人)	1	1	1
同行援護	利用量(時間)	20	20	20
	利用者数(人)	4	4	4
重度障がい者等 包括支援	利用量(時間)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

訪問系サービス見込量は、現在の訪問系サービスの利用時間数や利用者数を基に、障がいのある人（子）の増加率や新たなサービス利用者を考慮し、算定しています。

行動援護、重度障がい者等包括支援については、重度の障がいのある人を対象としたサービスであり、令和6（2024）年2月末で利用実績がなく、サービス提供事業所も市内にはありません。この状況を鑑み、特に重度障がい者等包括支援については、本計画期間のサービス見込量を0とします。

サービス見込量確保のための方策

- 介護職員初任者研修、移動支援従業者養成研修の開催を支援する等、ヘルパー確保に努めます。
- 相談支援事業を通じて、訪問系サービス利用者の意向を確認しながら、個々のニーズに応じたサービスを利用できるように努めます。
- 専門的な知識や技術を習得する研修等を企画し、事業所職員の参加を促す等、質の高いサービスを提供できる人材の育成を図ります。
- 介護保険サービス事業所に対し、障がい福祉サービス事業や共生型サービス事業への参入を働きかけます。
- 重度障がい者等包括支援のニーズを把握し、サービス提供事業所に対して情報提供します。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスは昼間の活動場所となるとともに、自立した生活を送るための訓練や支援の場となります。障がいの程度や個別の利用ニーズに応じたサービスを提供しています。

【日中活動系サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
自立訓練(機能訓練)	対象:主に身体障がいのある人 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います
自立訓練(生活訓練)	対象:主に知的障がいのある人・精神障がいのある人 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います
就労選択支援【新規】	就労アセスメントの手法を活用し、障がいのある人本人が一般就労や就労系障がい福祉サービス事業所等を自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います



【日中活動系サービスの利用実績（1か月当たり）】

サービス名	区分	指標(単位)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	計画見込量	利用量(人日)	2,000	2,200	2,300
		利用者数(人)	100	110	115
	利用実績	利用量(人日)	2,078	2,237	2,013
		利用者数(人)	98	106	108
自立訓練 (機能訓練)	計画見込量	利用量(人日)	40	40	40
		利用者数(人)	2	2	2
	利用実績	利用量(人日)	22	21	20
		利用者数(人)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	計画見込量	利用量(人日)	70	80	90
		利用者数(人)	6	7	8
	利用実績	利用量(人日)	64	0	2
		利用者数(人)	5	0	1
就労移行支援	計画見込量	利用量(人日)	400	450	500
		利用者数(人)	22	25	28
	利用実績	利用量(人日)	460	549	556
		利用者数(人)	24	31	33
就労継続支援 (A型)	計画見込量	利用量(人日)	460	500	560
		利用者数(人)	20	22	25
	利用実績	利用量(人日)	377	471	538
		利用者数(人)	20	24	31
就労継続支援 (B型)	計画見込量	利用量(人日)	480	512	544
		利用者数(人)	30	32	34
	利用実績	利用量(人日)	666	926	859
		利用者数(人)	38	49	49
就労定着支援	計画見込量	利用者数(人)	3	4	5
	利用実績	利用者数(人)	5	6	4
療養介護	計画見込量	利用者数(人)	3	3	3
	利用実績	利用者数(人)	3	4	4
短期入所 (福祉型)	計画見込量	利用量(人日)	185	190	200
		利用者数(人)	22	24	25
	利用実績	利用量(人日)	166	179	139
		利用者数(人)	27	32	27
短期入所 (医療型)	計画見込量	利用量(人日)	10	10	15
		利用者数(人)	2	2	3
	利用実績	利用量(人日)	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0

※利用実績は、令和3年度、令和4年度は3月、令和5年度は令和5年12月の提供実績を掲載しています。

※利用量、利用者数は1か月当たりの延べ数を掲載しています。

【日中活動系サービスの見込量（1か月当たり）】

サービス名	指標(単位)	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用量(人日)	2,600	2,800	3,000
	利用者数(人)	130	140	150
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日)	40	40	40
	利用者数(人)	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日)	20	20	20
	利用者数(人)	1	1	1
就労選択支援	利用者数(人)	-	5	5
就労移行支援	利用量(人日)	630	720	810
	利用者数(人)	35	40	45
就労継続支援 (A型)	利用量(人日)	576	648	720
	利用者数(人)	32	36	40
就労継続支援 (B型)	利用量(人日)	1,260	1,440	1,620
	利用者数(人)	70	80	90
就労定着支援	利用者数(人)	6	6	6
療養介護	利用者数(人)	4	4	4
短期入所 (福祉型)	利用量(人日)	175	200	225
	利用者数(人)	35	40	45
短期入所 (医療型)	利用量(人日)	2	2	4
	利用者数(人)	1	1	2

日中活動系サービス見込量は、現在の日中活動系サービスの利用者数や利用日数を基に、障がいのある人(子)の増加率や新たなサービス利用者を考慮し、算定しています。日中活動系サービス全般にわたって、障がい児通所支援利用者の18歳到達や特別支援学校の卒業生の利用により、利用人数や利用量の増加が見込まれます。

療養介護は、現在利用している人が、継続して利用していくと見込んでいます。

短期入所は、福祉型と医療型(医療的ケアが必要な人の利用)を区別して見込みます(緊急時に利用する目的で支給決定を受けている人も含む)。

就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)等は、本計画の第6章の2(4)「福祉施設から一般就労への移行」の成果目標を基に、市内事業所の事業計画等も参考にしながら見込量を設定しています。



サービス見込量確保のための方策

- 市内で福祉サービスを提供する事業所の誘致を進めるため、運営、開設の支援を検討します。
- 特別支援学校の卒業生、普通学校に通う発達障がいのある卒業生等のニーズに応じたサービスの利用につなげるため、学校及び関係機関との連携を図ります。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、市内にサービス提供事業所がないため、相談支援事業等を通じ、受入れ可能な事業所を紹介します。
- 障がい者就労支援事業を中心にハローワークや経済団体等と協調し、企業に対して障がい者雇用、職場実習の理解を促して、就労移行支援事業所からの就労移行を助長します。
- 就労継続支援事業所等を利用する障がいのある人の工賃向上のため、市の方針に基づき、自主製品等を優先調達します。
- 介護保険サービス事業所に対し、障がい福祉サービス事業や共生型サービス事業への参入を働きかけます。（再掲）
- 医療的ケアが必要な人の短期入所については、市内にサービス提供事業所がないため、相談支援事業等を通じ、受入れ可能な事業所を紹介します。

③ 居住系サービス

居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、グループホームと入所施設があります。

【居住系サービスの概要】

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います 日中サービス支援型では、事業所の従業者が24時間体制を確保し、日常生活上の援助と介護を合わせて行うサービスを言います
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います

【居住系サービスの利用実績（1か月当たり）】

サービス名	区分	指標(単位)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画見込量	利用者数（人）	1	1	2
	利用実績	利用者数（人）	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	計画見込量	利用者数（人）	20	25	30
	利用実績	利用者数（人）	19	25	30
施設入所支援	計画見込量	利用者数（人）	17	17	16
	利用実績	利用者数（人）	18	18	18

※利用実績は、令和3年度、令和4年度は3月、令和5年度は令和5年12月の提供実績を掲載しています。

※利用者数は1か月当たりの延べ数を掲載しています。

【居住系サービスの見込量（1か月当たり）】

サービス名	指標(単位)	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人）	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数（人）	34	37	40
施設入所支援	利用者数（人）	18	17	17

自立生活援助については、令和6（2024）年2月末現在で利用実績がなく、サービス提供事業所も市内にはありません。

共同生活援助、施設入所支援とともに、本計画第6章の2の成果目標を基に、市内事業所の事業計画等も参考にしながら見込量を設定しています。

サービス見込量確保のための方策

- 自立生活援助については、相談支援事業等を通じて利用希望者の意向を確認しながら、サービスが適切に利用できるよう支援します。
- グループホームの開設については、国や県の施設整備費補助の活用を打診するとともに、市の補助も検討し、整備を促進します。
- グループホームに入居する人の経済的負担を軽減するため、グループホームの家賃補助制度を継続します。



- ・施設入所者の地域移行のため、グループホームや介護保険事業所等の関係機関と連携するとともに、相談支援事業等を通じて適切なアセスメントを行い、個々のニーズに応じた支援体制を構築していきます。
- ・障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や宿泊体験、緊急時の受入れを実施する地域生活支援拠点等の整備のための協議を行います。

④ 相談支援

計画相談支援は、令和6（2024）年2月現在、市内の9事業所が実施しており、その中の2事業所は地域相談支援事業も実施しています。

【相談支援の概要】

サービス名		内容
計画相談支援		障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います
地域相談支援事業	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人、または精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います
	地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います

【相談支援の利用実績（1か月当たり）】

サービス名	区分	指標(単位)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画見込量	利用者数（人）	20	22	25
	利用実績	利用者数（人）	12	22	24
地域相談支援事業					
地域移行支援	計画見込量	利用者数（人）	1	1	1
	利用実績	利用者数（人）	0	0	0
地域定着支援	計画見込量	利用者数（人）	1	1	1
	利用実績	利用者数（人）	0	0	0

※利用実績は、令和3年度、令和4年度は3月、令和5年度は令和5年12月の提供実績を掲載しています。

※利用者数は1か月当たりの延べ数を掲載しています。

【相談支援の見込量（1か月当たり）】

サービス名	指標(単位)	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人)	30	35	40
地域相談支援事業				
地域移行支援	利用者数(人)	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人)	1	1	1

計画相談支援の見込量は、障がい福祉サービス等を利用する人全てが対象となることを想定し、設定しています。

地域移行支援、地域定着支援については、施設や病院から地域での生活に移行するためにこのサービスを利用する人を見込みます。

サービス見込量確保のための方策

- 計画相談支援の対象者の増加に対応できるよう、特定及び障がい児相談支援事業所に対し相談支援専門員（人材）の確保と育成を働きかけます。また、サービス等利用計画案を一定数作成した特定及び障がい児相談支援事業所に対し、運営費を補助します。
- 障がいのある人が、その特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受け取ることができるよう、くらし・はたらく相談センター（基幹相談支援センター）を中心に、相談支援体制を充実します。
- 相談支援に携わる者が定期的集まる機会を設けて情報交換等を行うことにより、連携を強化します。
- 相談支援に携わる者に対し、研修や勉強会を企画し、資質向上を図ります。
- 障がいのある人が地域で生活していく上で必要となる、相談支援や宿泊体験、緊急時の受入れを実施する地域生活支援拠点等の整備のための協議を行います。（再掲）





(3) 地域生活支援事業の見込量（活動指標）

① 地域生活支援事業（必須事業）

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施します。

【各事業の概要】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します
相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の利用を支援します
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がいのある人等との意思疎通を仲介し、円滑化を図ります
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等、地域の実情に応じた支援を行います

【各事業の実績及び見込量】

事業名	指標(単位)	実績	見込			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
相談支援事業						
自立支援協議会	—	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済
市町村障がい者相談支援事業	相談支援専門員(人)	7	9	9	9	9
基幹相談支援センター	センター数(箇所)	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	検討	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業						
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人/年)	1	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討	検討
意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記派遣事業	利用件数(件/年)	64	80	85	90	90
手話奉仕員養成研修事業	受講終了者数(人/年)	11	15	16	18	18
手話通訳者設置事業	通訳者数(人/年)	2	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	利用量(件/年)	0	1	1	1	1
自立生活支援用具		5	10	10	10	10
在宅療養等支援用具		4	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具		5	10	10	10	10
排せつ管理支援用具		882	1,000	1,000	1,000	1,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	2	2	2	2
移動支援事業	利用者数(人/月)	60	65	70	75	75
	利用量(時間/月)	452.5	470	495	520	520
地域活動支援センター事業	事業所数(箇所)	1	1	1	1	1
	利用者数(人/月)	9	12	15	15	15

※令和5年度の利用実績は、移動支援事業・地域活動支援センター事業においては令和5年12月の延べ数、その他においては令和5年12月までの延べ数を掲載しています。

サービス見込量は、現在の地域生活支援事業(各サービス)の実施状況や利用時間数、利用者数を基に、障がいのある人(子)の増加率や新たなサービス利用者を考慮し、算定しています。



サービス見込量確保のための方策

- 市広報やホームページ、講演会等各種イベントを通じて、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深めるため、福祉教育の一環として、小、中学校と連携した福祉実践教室を開催します。
- 市職員に対し、障がいに対する知識や対応力の向上を図り、適切な合理的配慮の提供に努めるため、障がい特性の理解と対応方法、合理的配慮事例等を周知します。
- 障がい者相談支援事業では、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、みよし市障がい者自立支援協議会での検討や情報交換等を通じて、関係機関とのネットワークの強化や体制の充実を図ります。
- 障がいのある人や介護者の高齢化に伴い、成年後見等権利擁護支援の必要性が高まっていることから、障がいのある人とその家族、サービス提供事業所等に対して権利擁護支援の周知を図るとともに、みよし市成年後見支援センターを中心に、権利擁護支援の体制を充実します。
- 手話奉仕員養成講座を継続して開催し、手話奉仕員を養成します。
- 市広報やホームページを通じて、手話通訳や要約筆記の派遣事業、日常生活用具の給付事業を周知し、利用促進を図ります。
- 介護保険サービス事業所に対し、障がい福祉サービス事業や共生型サービス事業への参入を働きかけます。(再掲)
- 地域活動支援センターについては、市民のニーズに基づき、地域の実情に応じた支援が展開できるように努めます。特に、重度の障がいのある人の受入れ等、市の課題にも対応できるよう、事業所の創意工夫を促します。

② 地域生活支援事業（任意事業）

その他の地域生活支援事業として、生活サポート事業、日中一時支援事業等を実施します。

【各事業の概要】

事業名	内容
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ生活に支障をきたす障がいのある人に対して、生活支援や家事援助を行います
日中一時支援事業	日中、障がい福祉施設等において、障がいのある人への活動の場を提供するとともに、見守りを行い、社会に適応するための日常的な訓練を行います
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、居宅へ訪問し入浴サービスを提供します

事業名	内容
自動車運転免許取得費補助事業	身体障がいのある人の社会参加の促進を図るために、道路交通法に規定する普通自動車免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します
自動車改造助成事業	身体障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します
療育体操	スポーツやレクリエーション等の活動を通して障がいのある児童の健康と体力の維持増進を促すとともに、参加者相互の交流を深めます

【各事業の実績及び見込量】

事業名	指標(単位)	実績	見込		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	利用者数(人/月)	0	1	1	1
日中一時支援事業	利用者数(人/月)	27	35	40	45
訪問入浴サービス事業	利用者数(人/月)	3	3	3	4
自動車運転免許取得費補助事業	利用者数(人/年)	0	1	1	1
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	2	3	3	3
療育体操	利用者数(人/年)	133	150	150	150

※令和5年度の実績は、生活サポート事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業においては令和5年12月の実績、自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造助成事業、療育体操においては令和5年12月までの延べ数を掲載しています。

サービス見込量確保のための方策

- 障がい支援区分が非該当の人等の在宅生活を支援するため、相談支援事業等を通じて利用希望者の意向を確認し、サービスを適切に利用できるよう支援します。
- 日中一時支援事業においては、緊急時や医療的ケアが必要な重度の障がいのある人の受入れについて、柔軟に対応するようサービス提供事業所に働きかけます。
- 重度の障がいのある人の入浴を支援するため、サービス提供事業所と連携を図り、事業の周知と利用促進に努めます。また、事業所の拡充を図るとともに、引き続きサービスの維持に努めます。
- 市広報やホームページを通じて、自動車運転免許取得費補助事業や自動車改造助成事業、療育体操を周知し、利用促進を図ります。



(4) 障がい福祉サービス以外の見込量（活動指標）

① 発達障がい等に対する支援

国の基本指針において、「発達障がい等に対する支援」が活動指標として盛り込まれています。発達障がいのある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援が重要であるため、支援体制の確保に努めます。

【発達障がい等に対する支援の概要】

項目	内容
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等による家族スキル向上支援	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム開催し、家族支援を行います
ペアレントメンターの養成等	自らも発達障がいのある子の子育てを経験した保護者が同じような発達障がいのある子を持つ保護者に対して、共感的なサポートを行うペアレントメンターの養成を行います
ピアサポートの活動の推進	同じ悩みを持つ本人同士や発達障がいのある子を持つ保護者同士等の集まる場の提供や、集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等を行います

【各活動の見込量】

項目	指標(単位)	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	実施者数(人/年)	1	2	3
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数(人/年)	5	8	10
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター数(人/年)	1	2	3
ピアサポートの活動への参加人数	参加者数(人/年)	3	4	5

各活動の見込量確保のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会児童部会で、障がい児支援の提供体制を確認し、充実に向けて話し合います。
- ・小、中学校や市教育委員会と定期的に情報交換を行い、各サービスの周知や連携の強化を図ります。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。

国の指針

長期入院精神障がい者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であるということから、令和8（2026）年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を障がい福祉計画に明確に記載する

以下の事項について活動指標を設けること

- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数の見込みを設定
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定
- 精神障がい者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定
- 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込みを設定

【各支援の見込量】

項目	指標(単位)	実績	見込			
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	利用者数(人)	0	1	1	1	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	利用者数(人)	0	1	1	1	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	利用者数(人)	5	6	7	8	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	利用者数(人)	0	1	1	1	
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	利用者数(人)	0	1	1	1	

各支援の見込量確保のための方策

- ・みよし市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会を定期的を開催します。（再掲）
- ・精神保健福祉部会では、地域課題を確認し、課題の解決に向けて話し合います。また、課題解決に向けた取組を実施します(例：社会資源ガイドの作成、周知・啓発の取組等)。（再掲）



第7章

第3期障がい児福祉計画の事業展開



第7章 第3期障がい児福祉計画の事業展開

1. 前期計画の達成状況

① 児童発達支援センターの整備

国の基本指針における成果目標

- 令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備

項目	単位	目標 令和5年度末	実績 令和5年度末
児童発達支援センターの設置数	箇所	1	0

② 保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築

国の基本指針における成果目標

- 令和5（2023）年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

項目	単位	目標 令和5年度末	実績 令和5年度末
保育所等訪問支援事業所の設置数	箇所	1	1

③ 主に重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

国の基本指針における成果目標

- 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保

項目	単位	目標 令和5年度末	実績 令和5年度末
重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所	箇所	1 (圏域内で確保)	1 (圏域内で確保済)
重症心身障がいのある子を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	1(拡充)	1(拡充済)

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針における成果目標

- 令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

項目	単位	目標 令和5年度末	実績 令和5年度末
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置	設置済 (令和元年度)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人	6	9

2. 令和8（2026）年度に向けた成果目標

本計画では、障がいのある子の健やかな育成のための支援を進めるために、令和8（2026）年度末の成果目標として、障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標値（成果目標）を設定します。

目標値の設定については、国の基本指針の改正内容を踏まえた上で、本市の第2期障がい児福祉計画の実績等に応じた内容で設定します。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、障がいのある子及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。

国の指針

- 令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する
- 令和8（2026）年度末までに、障がいのある子の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築する
- 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する
- 令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

項目	単位	目標値 令和8年度末
児童発達支援センターの設置数	箇所	1
障がいのある子の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築	構築
重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所	箇所	1（圏域内で確保済）
重症心身障がいのある子を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	1（市内に設置済）
医療的ケア児支援について保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置	設置済 （令和元年度）
	人	12

※障がい児福祉計画の成果目標には、基準値が設けられていません。

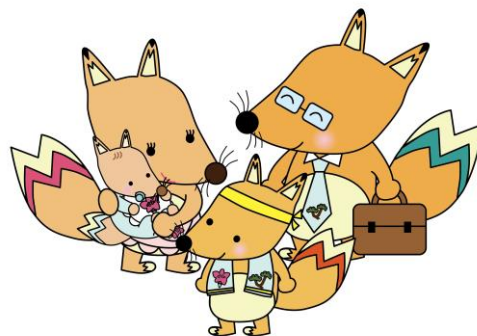


目標達成のための方策

- みよし市障がい者自立支援協議会児童部会で、障がい児支援の提供体制を確認し、充実に向けて話し合います。(再掲)
- 重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所については、これまでと同様、豊田市こども発達センターたんぼぼを利用できるよう、調整していきます。
- 重症心身障がいのある子を支援する放課後等デイサービス事業所については、利用希望者の増加が見込まれるため、事業所の整備または定員数の拡充を促進します。
- みよし市障がい者自立支援協議会医療的ケアさぽーと部会で、医療的ケアが必要な子どもの支援に関する現状と課題を確認し、体制整備について話し合います。
- 県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

障がい者計画の関連する施策

- 障がいの早期発見・早期対応、医療的ケア児の支援
- 障がいのある子の支援体制の充実



3. 障がい児支援の見込量（活動指標）と確保策等

(1) 概要

障がい児支援に関する項目について、必要となる児童福祉サービス等の利用者数及び見込量を設定し、計画的に整備します。

(2) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等

障がいのある子の発達やライフステージに応じた生活を支援するため、利用者や事業者への情報提供を進め、サービスの適切な提供を図ります。

【サービス等の概要】

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うために、児童発達支援センター等に障がいのある子を通わせて発達支援を行います
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、サービス事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進その他必要な支援を行います
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子に対して、障がいのある子以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあつて、集団保育では対応することが困難な子、慢性疾患のある子等を対象に、その子の居宅を訪問して、一対一支援を行います
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用にあつて、障がい児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います
利用ニーズを踏まえた提供体制の整備	子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある子が希望に沿ったサービスの利用ができるよう、保育所や放課後児童健全育成事業等における受入れ体制の整備に努めます





【サービス等の実績（1か月当たり）】

サービス名	区分	指標(単位)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	計画見込量	利用量(人日)	420	450	480
		利用者数(人)	42	45	48
	利用実績	利用量(人日)	712	758	778
		利用者数(人)	66	71	78
放課後等 デイサービス	計画見込量	利用量(人日)	1,485	1,540	1,595
		利用者数(人)	135	140	145
	利用実績	利用量(人日)	1,927	2,058	2,197
		利用者数(人)	156	164	190
保育所等 訪問支援	計画見込量	利用量(人日)	15	16	17
		利用者数(人)	15	16	17
	利用実績	利用量(人日)	20	23	34
		利用者数(人)	18	20	29
居宅訪問型 児童発達支援	計画見込量	利用量(人日)	3	6	9
		利用者数(人)	1	2	3
	利用実績	利用量(人日)	0	0	0
		利用者数(人)	0	0	0
障がい児 相談支援	計画見込量	利用者数(人)	11	12	13
	利用実績	利用者数(人)	21	42	32
子ども・子育て支援等に係る実績					
保育所	計画見込量	利用者数(人)	18	19	20
	利用実績	利用者数(人)	36	37	32
認定こども園	計画見込量	利用者数(人)	0	0	0
	利用実績	利用者数(人)	0	0	0
放課後児童 健全育成事業	計画見込量	利用者数(人)	22	23	24
	利用実績	利用者数(人)	4	5	16 (5月)

※利用実績は、令和3年度、令和4年度は3月、令和5年度は令和5年12月の提供実績を掲載しています。

※利用量、利用者数は1か月当たりの延べ数を掲載しています。

【サービス等の見込量（1か月当たり）】

サービス名	指標(単位)	見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用量(人日)	900	1,000	1,100
	利用者数(人)	90	100	110
放課後等 デイサービス	利用量(人日)	2,160	2,280	2,400
	利用者数(人)	180	190	200
保育所等 訪問支援	利用量(人日)	24	26	28
	利用者数(人)	24	26	28
居宅訪問型 児童発達支援	利用量(人日)	1	2	3
	利用者数(人)	1	1	1
障がい児相談支援	利用者数(人)	40	45	50
子ども・子育て支援等に係る見込量				
保育所	利用者数(人)	40	43	45
認定こども園	利用者数(人)	3	3	3
放課後児童 健全育成事業	利用者数(人)	34	35	35

サービス等の見込量は、現在の障がい児通所支援等の利用者数や利用日数を基に、新たなサービス利用者を考慮し、算定しています。特に放課後等デイサービスは、市内事業所数の増加に伴い、利用者数等も増えることを見込んでいます。

障がい児通所支援等は、本計画の第5章の2「障がい児支援の提供体制の整備等」の成果目標を基に、市内事業所の事業計画等も参考にしながら見込量を設定しています。

障がい児相談支援の見込量は、障がい児通所支援等を利用する児童全てが対象となることを想定し、設定しています。

子ども・子育て支援等に係る見込量は、保育課の意見を基に、実績を踏まえて設定しています。

サービス見込量確保のための方策

- 児童発達支援については、こども相談課、豊田市こども発達センター等からの情報を基に、利用希望者を各サービスにつなげていきます。
- 放課後等デイサービス事業所連絡会を開催して情報交換の機会を設け、事業所同士の連携強化とサービスの質の向上を図ります。



- 居宅訪問型児童発達支援については、相談支援事業等を通じて利用希望者の意向を確認しながら、サービスが適切に利用できるよう支援します。
- 小、中学校や市教育委員会と定期的に情報交換を行い、各サービスの周知や連携の強化を図ります。(再掲)
- みよし市障がい者自立支援協議会医療的ケアさぼーと部会で、医療的ケアが必要な子どもの支援に関する現状と課題を確認し、体制整備や事業所職員の資質向上について話し合いを継続します。
- 子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制は、保育課等関係機関とともに検討します。
- 放課後児童クラブにおける障がいのある子の対応等に関する相談支援体制の構築に向けて、学校教育課等関係機関と話し合います。

コラム

医療的ケア児とは

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものことを言います。令和3（2021）年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、住んでいる地域に関係なく、医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援するため、関係機関が連携し、体制を構築、整備していく必要があります。



第8章

計画の推進に向けて



第8章 計画の推進に向けて

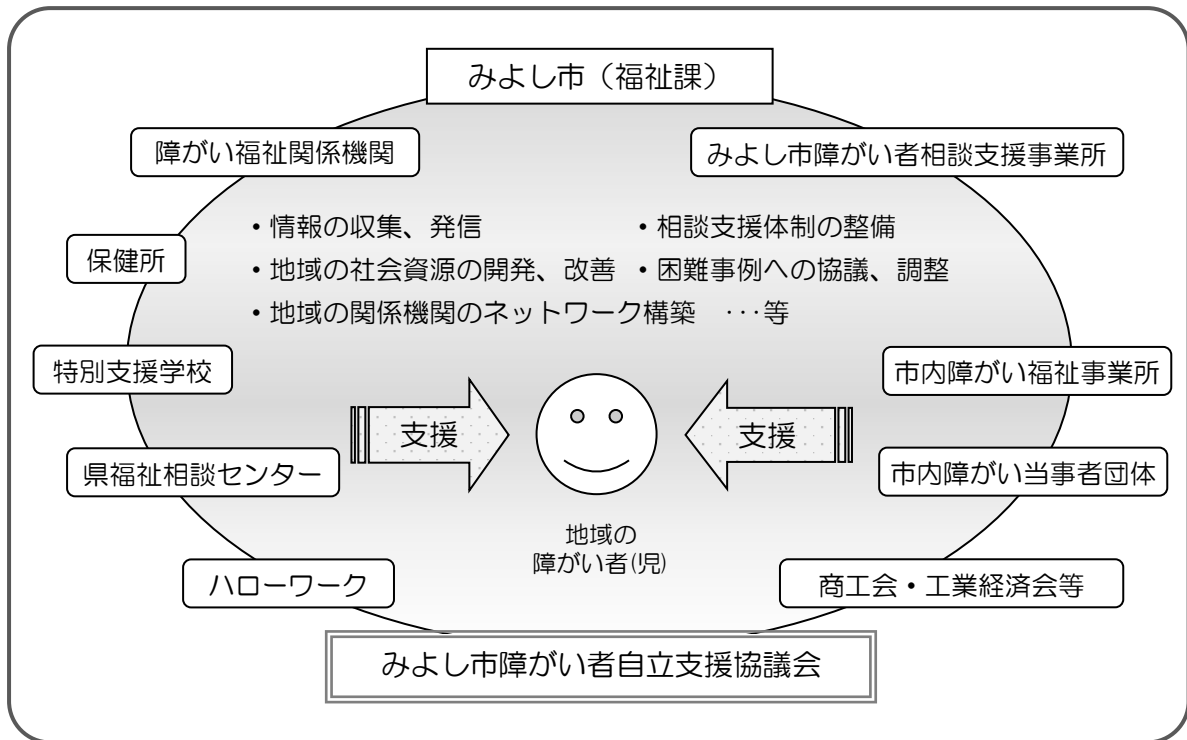
1. 計画の進行管理組織の設置

計画推進のため、障がい当事者団体、医療関係者、福祉サービス事業所、公募の市民、行政等の関係機関が参加する進行管理組織（みよし市障がい者福祉計画審議会）を設置します。市は計画の進捗状況に関する報告をし、みよし市障がい者福祉計画審議会は、必要に応じ、市に対して提言を行います。

2. 協働による計画の推進(みよし市障がい者自立支援協議会との協調)

本市では、行政と福祉サービス事業所がそれぞれの役割に応じたサービスの提供を図っています。計画を推進するにあたっては、「みよし市障がい者自立支援協議会」を中心にしながら、自助・互助・共助・公助による取組を進め、行政と地域住民、社会福祉協議会、企業やボランティアを含めた民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制を構築し、連携を深めながら計画の実現を図っていきます。

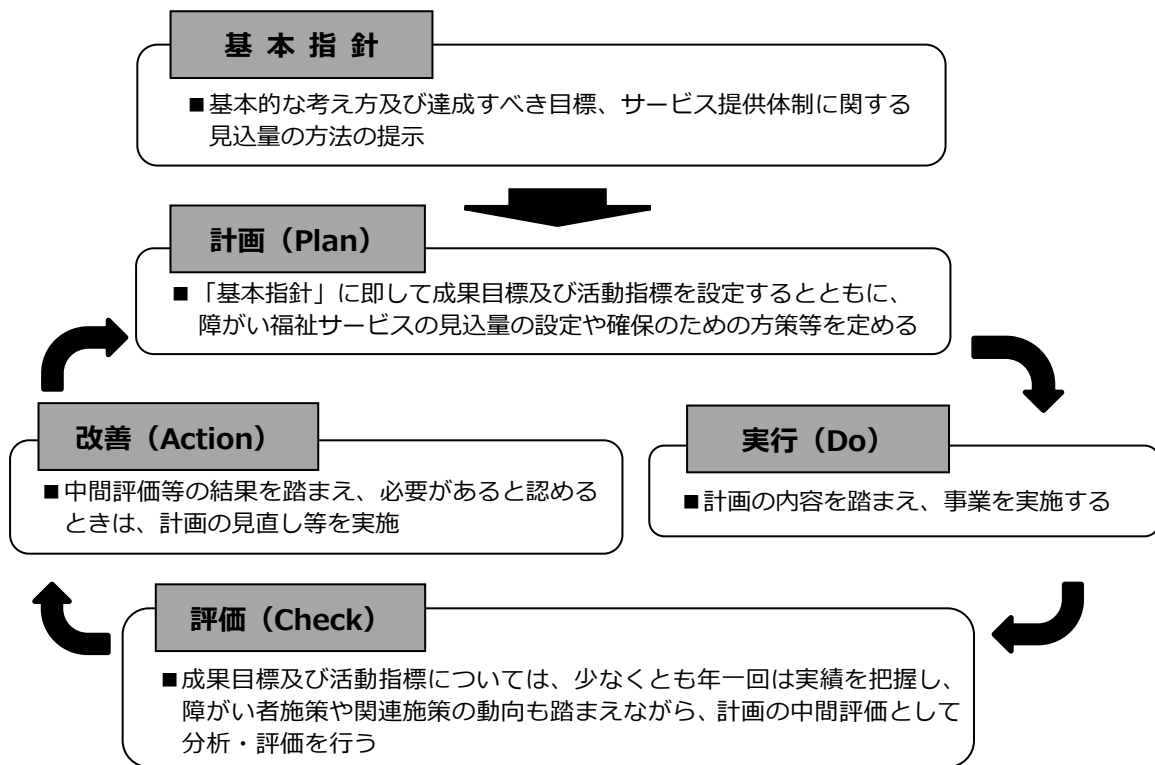
【障がい者自立支援協議会のイメージ図】



3. 計画の点検、評価

本市では、PDCAサイクル^{※5}を回し、障がい者福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していきます。また、第5期障がい者計画の施策項目の取組内容、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の成果目標や活動指標について定期的に調査分析を行い、中間評価を実施していきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



【障がい福祉計画の評価・点検体制】

項目	内容
協議機関・実施回数	障がい者福祉計画審議会・年1回を予定
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者福祉計画や事業の進捗状況の報告 ・ 次年度の取組の報告

※⁵ PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編



資料編

1. 計画策定の過程

年度	月日	内容
令和4 (2022)年度	令和4(2022)年 10月28日	第1回みよし市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> 「みよし市障がい者福祉計画」の概要について 「第4期みよし市障がい者計画」の進捗状況について 「第6期みよし市障がい福祉計画」、「第2期みよし市障がい児福祉計画」の進捗状況について
	令和4(2022)年 12月16日	第2回みよし市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> みよし市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査について アンケート調査のスケジュール
令和5 (2023)年度	令和5(2023)年 7月11日	第1回みよし市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> 「障がい福祉に関するアンケート調査」の報告 「みよし市障がい者福祉計画」の概要について 「第6期みよし市障がい福祉計画」、「第2期みよし市障がい児福祉計画」の進捗状況について 「第4期みよし市障がい者計画」の進捗状況について ヒアリング、ワークショップについて
	令和5(2023)年 11月6日	第2回みよし市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> みよし市障がい者福祉計画の素案について パブリックコメントについて 計画策定に向けたスケジュールについて
	令和6(2024)年 2月19日	第3回みよし市障がい者福祉計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> みよし市障がい者福祉計画の最終案について



審議会の様子

2. 障がい者福祉計画策定委員

みよし市障がい者福祉計画審議会委員名簿

(R5.4.1時点)

	区分	所属	職名	氏名
委員	有識者	愛知大学	名誉教授	浅野俊夫
委員	〃	(社福)無門福祉会	地域アドバイザー	阪田征彦
委員	民生児童委員代表	みよし市民生児童委員協議会	副会長	加藤貴利
委員	医療機関代表	はしたにクリニック	医師	端谷毅
委員	〃	天王台歯科	歯科医師	加藤芳文
委員	福祉団体代表	(社福)あさみどりの風	理事長	熊谷かの子
委員	〃	(社福)あゆみ会	理事長	久野知英
委員	〃	(社福)みよし市社会福祉協議会	事務局長	小野田朗
委員	〃	みよし市身体障がい者福祉協議会	会長	前澤晏
委員	〃	みよし市手をつなぐ親の会	会長	岸野佳江
委員	〃	みよし市精神障がい者家族会	会長	畠中菊代
委員	教育関係代表	南部小学校	校長	西條かすみ
委員	〃	愛知県立三好特別支援学校	校長	畑中丈彦
委員	〃	学校法人滝の坊学園	理事長	渡邊祥子
委員	〃	みどり保育園	園長	林晴子
委員	行政機関代表	愛知県豊田加茂福祉相談センター	地域福祉課長	金田光
委員	〃	愛知県衣浦東部保健所健康支援課	課長	杉原孝子

3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、令和6（2024）年度を初年度とするみよし市障がい者計画・みよし市障がい福祉計画・みよし市障がい児福祉計画の策定するにあたって、障害者手帳所持者及び難病を患っている方等を対象に福祉に関する意識、意向等把握することを目的に実施しました。

② 調査設計

調査地域	：みよし市全域
調査対象	：身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病を患っている方
標本サイズ	：1,200人
抽出方法	：無作為抽出
調査方法	：郵送配布、郵送回収及びWEB回収
調査時期	：令和5（2023）年1月13日から2月3日まで

③ 回収結果

配布数	回収数		有効	無効
	郵送回収	WEB回収		
1,200	533	110	643	0
100.0%	44.4%	9.2%	53.6%	0.0%

(2) 調査結果からみた分析

① 意思決定支援、権利擁護の充実

障がい者福祉施策で充実してほしい施策は、「相談窓口や相談支援する体制の充実」が27.4%と2番目に高くなっています。また、学校教育に望むことにおいても、「就学相談や学習・生活相談・進路相談等、相談体制を充実させてほしい」が28.3%と2番目に高くなっており、相談支援体制の充実を図ることの重要性がうかがえます。

仕事で困っていることでは「自分の考えや思ったことが伝えられない」が16.6%、「相談できる人がいない」13.8%となっており、就労の場においても意思疎通や相談支援体制が課題になっていることがわかります。

成年後見制度の認知度は「知っている」が49.9%、成年後見制度の活用は、「すでに活用している」(1.7%)と「今は必要ないが、将来必要になったら活用したい」(42.9%)をあわせた『活用したい』が44.6%となっています。一方、「わからない」が36.9%となっています。

以上のことから、相談支援事業や成年後見制度等の支援制度の周知と理解を促し、必要な人が支援や制度を活用できるように取り組む必要があります。わかりやすい・利用しやすい情報の提供だけでなく、障がいのある人本人が意思疎通・決定ができるよう支援していき、判断能力が十分ではない人が不利益を被らないような取組を進める必要があります。また、相談支援については他の関係機関との連携が必要な場合もあるため、自立支援協議会を活用し、事例から必要な支援策を講じることも求められます。

② 希望する場での生活の実現

将来住みたい、暮らしたいと思う生活の場は、「自宅で家族と」が62.1%で最も高く、次いで「自宅でひとり暮らし」が14.6%となっており、4人に3人が「自宅」で暮らすことを希望しています。

日常生活の動作や行動に手助け（サポート）が必要な人の主な支援者は、「父、母」が42.5%で最も高く、次いで「夫、妻」が29.9%となっており、自宅で生活するためには家族のサポートが必要な人もいます。その支援者の年齢は、「60歳以上」が52.9%で最も高く、「支援者が高齢であることに不安がある」人が43.8%います。

障がいや生活のことで困っていることは、「老後、親亡き後のこと」は29.9%、「家族のこと」は24.0%となっており、「親亡き後」の準備を支援することや「家族」への支援が求められています。

以上のことから、自宅で生活ができるようサービスの充実を図るとともに、家族の負担軽減のための施策や、「親亡き後」も安心して生活を送ることができるよう準備を支援していくことが必要です。

③ 災害時・緊急時の対応

災害時や緊急時に障がいのある人に必要な支援は、「必要な支援が届くような計画を立てる」が49.9%で最も高く、次いで「地域、近所で日頃からの協力体制を作る」が47.9%、「避難に関する情報の伝達方法を定める」が33.4%となっています。一方、災害時に備えた準備は、「特に何もしてない」は39.5%で最も高くなっています。



希望する暮らし方を実現するためには「緊急時に助けを求められる体制」が38.9%と2番目に高いことや、みよし市障がい者福祉施策で充実してほしい施策では、「緊急時の支援体制の充実」が20.4%と3番目に高くなっていることから、緊急時の支援体制の強化も求められています。

災害時や緊急時に対応するためには、日ごろからの準備や備えが重要です。個々の備えの他、地域との積極的なつながりづくりや関係機関等との連携、またシミュレーションをする機会の検討等が必要となってきます。

④ 障がいのある人が働きやすい環境づくり

みよし市障がい者福祉施策で充実してほしい施策や希望する暮らし方を実現するために必要な支援は、「経済的支援の充実」がそれぞれ最も高くなっています。また、障がいや生活のことで困っていることは、「経済的なこと」が39.2%と2番目に高くなっていることから、経済的な不安を持ち、それに対しての支援を必要としている人が多くいることがうかがえます。

日中の過ごし方の33.7%を占める「働いている（福祉的就労を含む）」人の就労状況を見ると、正規職員は41.0%、パート・アルバイトは27.2%、福祉的就労は13.8%となっています。仕事で困っていることは、「職場（会社）の人間関係がうまくいかない」が17.1%、「賃金（給料）や待遇面で不満がある」「自分の考えや思ったことが伝えられない」がそれぞれ16.6%となっています。

障がいのある人が働くために大切なことは、「周囲（まわりの人）が障がいを理解してくれること」が41.8%で最も高く、次いで「働く時間や日数を調整できること」が35.3%、「障がいの程度にあった仕事であること」が33.3%となっています。

以上のことから、障がいのある人がその特性を活かして、適した就労形態や内容で仕事ができ、生活の一端を支えることができるよう、職場環境づくりに向けた企業への情報提供や障がいの理解促進、またジョブコーチによる就労支援の充実等が求められます。

4. 関係団体ヒアリング、ワークショップの実施結果

本計画の策定にあたり、令和4（2022）年度に実施したアンケート調査の結果の分析からみえた本市の課題と、それらの解決に向けた現状把握・問題点について、関係団体のヒアリング及びテーマごとの関係者のワークショップを実施し、意見交換を行いました。

（1）関係団体・事業所ヒアリング実施概要

各団体・事業所に対して、事前にヒアリングシートを送付し、後日、ヒアリングシートに沿って対面ヒアリングを実施しました。

① ヒアリング項目

- 1 貴団体・事業所の活動状況について
 - （1）貴団体の職務、貴団体・事業所の主な活動内容
 - （2）職務、活動を行う上での現状と課題
- 2 障がいのある人（子）に関する施策や事業について

下記項目について貴団体・事業所の立場からの御意見

 - （1）障がいの理解（啓発・広報、福祉教育、ボランティア活動等）
 - （2）地域生活支援（相談支援体制、福祉サービスの充実等）
 - （3）療育・教育（保健・医療・教育・福祉の連携、障がい児の支援体制等）
 - （4）雇用・就労（就労支援体制、障がい者雇用の促進）
 - （5）保健・医療（障がい・疾病等の予防・早期発見、精神保健の推進等）
 - （6）社会参加（スポーツ・文化活動等）
 - （7）生活環境（居住環境、交通等移動の支援、防災・防犯活動等）
 - （8）権利擁護（障がい者差別・虐待、成年後見制度、コミュニケーション）
- 3 本市の課題について
 - （1）家族の介護負担軽減に向けた支援（ヘルパー、グループホーム等）
 - （2）障がいのある人が働きやすい雇用環境づくり
 - （3）災害時の対応
 - （4）意思決定支援、権利擁護支援
- 4 障がい者福祉計画について
 - （1）障がいのある人（子）の生活の質向上に向けて、ご本人やご家族、サービス事業者、行政、地域・市民が果たすべきこと（役割）について
 - ①ご本人やご家族
 - ②サービス提供事業者（施設等）
 - ③行政
 - ④地域・市民



(2) 次期計画の内容について

- ① 次の計画でも引き続き力を入れて取り組む必要のある施策
- ② 新たな計画の中に入れる必要があると考える施策やテーマ
- ③ その他、新たな計画に期待することやご御意見

(3) その他、みよし市の障がい者（児）福祉について

② ヒアリング参加機関

団体区分	団体
障がい当事者団体 家族会	みよし市身体障害者福祉協議会 みよし市地域精神障がい者家族会 さつき会 みよし市手をつなぐ親の会
ボランティア団体	アトスペース・ピース、おめめサークル 睦の会、やまびこの会
乳幼児関係機関	まこと第二幼稚園、三好丘聖マーガレット幼稚園 ベル三好幼稚園、市こども相談課、市保育課
市内障がい福祉事業所	Grasshopper、さくらの丘、サンタ工場 しおみの丘、障がい福祉事業所わらび 泰山寮、ドリームアップ のぞみホーム、ヘルパーステーションまほろ 放課後等デイサービスたいざん、わくワーク
相談支援事業所	キッズラバルカ、しおみの丘 障がい者支援センター たいざん、相談支援 OK サポート 相談支援事業所 木ノ葉、相談支援事業所 わらび はたらくサポートセンター、みよし市社会福祉協議会
教育関係機関	愛知県立豊田高等特別支援学校 豊田市立豊田特別支援学校、愛知県立三好特別支援学校 市学校教育課
雇用関係機関	西三河北部障がい者就業・生活支援センター ハローワーク豊田、みよしはたらく協議会
その他	相談支援地域アドバイザー、みよし市社会福祉協議会 市保険健康課

③ 実施期間

令和5（2023）年9月26日（火）から9月29日（金）まで

(2) ワークショップ実施概要

① ワークショップ項目

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
(地域生活支援拠点の整備、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築等)
- 2 就労定着に向けた支援
- 3 障がいのある子ども(医療的ケア児)の支援
- 4 障がいのある人の権利擁護支援(成年後見制度利用促進の在り方等)

② ワークショップ対象

テーマ	区分
地域における生活の維持及び継続の推進	家族会、市内障がい福祉事業所 相談支援事業所、精神科医療機関
就労定着に向けた支援	市内障がい福祉事業所、相談支援事業所 教育関係機関、雇用関係機関、
障がいのある子ども(医療的ケア児)の支援	乳幼児関係機関、市内障がい福祉事業所 相談支援事業所、教育関係機関
障がいのある人の権利擁護支援	家族会、市内障がい福祉事業所 相談支援事業所、社会福祉協議会 司法関係機関

③ 実施期間

令和5(2023)年10月19日(木)から11月2日(木)まで



(3) 関係団体ヒアリング、ワークショップ意見まとめ

① 権利擁護

(1) 障がい者差別・虐待の防止

- 一般市民に対しての障害者差別解消法の周知。「虐待を見かけた時」の通報義務の周知・理解。
- 市内の障がい福祉サービスを提供する事業者の質をチェックすること。虐待防止のための研修を行うこと。虐待があれば速やかに対応すること。
- 虐待防止について、職員の意識を高めるため、事業所向けの研修を毎年開催してほしい。
- 企業において、合理的配慮の理解が進んでいないところが多い。知っていたとしても展開されていない。大問題であると思う。
- 虐待防止保護先がない。

(2) 成年後見制度の利用促進【重点】

- 課題の情報共有や、対象者をみんなで支える仕組みづくりが必要。
- 複数（法人・専門職等）専任で安定するまで協働していくこと。
- 実際に制度を活用し、早期支援につなげるため、フロー図等を活用していくことが必要。
- 今までの相談では民生委員からの相談が少ないので、勉強会を継続していき、民生委員の理解を進めていくこと。小さい単位での勉強会の方が理解が進むので、開催しやすい方法でやっていく。
- 制度開始前は裁判所も関わることもあるが、制度が始まると後見人が大きな裁量・責任を持つ。後見人の考え・進めたい方向性を持った上で、裁判所等に相談を。

(3) 情報アクセシビリティ向上・意思疎通支援の充実

- 何らかの障がいをお持ちの方は情報弱者でもあるため、福祉サービスの充実とともに、いかに情報を届けるかということも考える必要があると思う。待ちの姿勢では、真の福祉サービスの提供とは言えないのではないかな。
- コミュニケーションボードの作成において、多目的トイレのシンボルマークにひと工夫しないと、自閉症の人は男性利用か女性利用なのかわからないと保護者の意見があった。

② 生活環境

(1) 居住の場や支援の確保【重点】

- 施設・病院等からの地域移行、定着が言われているが、地域の受け皿がない、もしくは少ないのが現状である。量的に整備を進め、質的にも整備が必要だと思う。
- グループホームが特に少ないと思う。市内には社会福祉法人が運営するグループホームしかなく、サテライト型のような単身での生活を想定したグループホームが全くないので、選択の幅も狭い状態。また、8050問題のように高齢者と障がいのある人の家族が一緒に入居できるような場所があると良いのではないかと思う。
- 障がいのある人が単身で入居できる公共の住宅。
- グループホーム移行に向けた体験場所の確保。
- 現行の移動支援のようなマンツーマンの支援だけでなく、複数に対しての支援を通じての「仲間づくり」「居場所づくり」の必要性を感じている。

(2) 交通等移動の支援の充実

- 一人で外出することが困難な障がいのある人等が定期通院等日常生活に必要な外出に対して、タクシーチケットだけでは全然足りないことがある。交通弱者に対する施策が充実すると良いと思う。
- 通勤のための公共交通機関のアクセスの充実で、就労場所の範囲が広がると思う。
- 地域バスの運営を委託されている運転手の障がい理解が不足しているため、たびたびトラブルが起きている。障がいのある人側にも落ち度が存在していたが、運営側にも配慮が足りない面が多く見受けられる。何らかの意識の向上を期待する。
- 送迎を受けることができない場合でも自力で通勤できる手段があり、それが職場の間近まで利用できると、雇用する側もされる側も安心できるのではないかと思う。

(3) 防災・災害発生時対策の推進【重点】

- 福祉避難所として防災シミュレーションが行えていない。実際にどのような事態が想定されるのか、どのような方が福祉避難所として利用されるのか、地域を巻き込んでの防災訓練が行えると良いと思う。
- 地域の一次避難所における福祉避難スペースのマニュアル作りと、福祉避難所の充実化。避難所運営者に対する要配慮者の個人情報をごどのように開示するか。地域にどれだけの要配慮者がいるのかを誰が把握しているのか。
- 相談支援専門員やケアマネジャー等が持っている、配慮の必要な人・支援が必要だと思われる人の情報を、防災関係の人につなぐ仕組みがあると良いと思う。(個人情報の扱いに十分配慮した上で)
- 地域の特別な配慮が必要な方が安心して避難できる体制や場所(環境)を整える仕組みを、関係機関が定期的に会議を開いて備えるとういと思う。



③ 保健・医療

(1) 障がい・疾病等の予防

- 障がいや疾病の早期発見。
- 心の病については、予防・早期発見は大変難しいと思う。

(2) 障がいの早期発見・早期対応、医療的ケア児の支援

- 発達支援の必要な幼児が増えているように思われることから、早期の診断及び療育施設の充実を図ってほしい。
- 児童の医療機関が少なく、豊田市の発達センターを利用している。健診で発達センターを勧められても、発達センターも予約待ちで医療機関につながる難しさがある。児童用の発達や精神の医療マップ等あるといい。
- 医療的ケア児を受け入れる保育園が少ない。他市や受け入れている園の事例の共有ができるといい。
- 医療的ケア児の支援者はたくさんあるので、顔の見える関係者で家族に関わっていくことが大切。
- 対象者への必要な支援の推進や、医療的ケア児とその家族が気楽に相談できる場（カフェスペース）等の推進をご検討いただきたい。

(3) 精神障がい者の地域包括ケアシステムの整備

- 市内に精神科病院がないことは課題だと思う。近隣の精神科病院は交通アクセスが不便なため、市民病院に精神科が入ると、さんさんバスがあるので市民がアクセスしやすくなると思う。
- 家族以外の地域の人々の精神障がいに対する理解。早期から地域の支援者の関わりが必要。
- 精神障がいのある人等のひきこもり対策（8050問題）。
- 在宅でサービスにつながない方、把握発信力のない家庭へのアウトリーチ支援の必要性を感じる。
- ピアサポーター候補となる人に、啓発活動に携わってもらおう。



④ 地域生活支援

(1) 相談支援体制の充実【重点】

- 相談しやすい支援体制づくりと、関係機関の連携や役割分担の整理。
- あらゆる福祉相談を受け止めるワンストップ窓口の設立。高齢者・障がいのある人・児童等の福祉サービスの対象者ごとの縦割りではなく、「社会的孤立」や「制度の狭間」で対応できない、社会的つながりの弱い人への分野を超えた支援体制の確立。
- みよし市の相談の体制が、くらし・はたらく相談センターができたことにより機能していると感じている。センターと企業、事業所との情報共有等連携がうまくできると良い。(就労希望者の状況や行先、課題等)
- 養育力の弱い家庭も増えてきているため、各機関との一層密接な連携が必要だと思われる。
- 助言・人材育成・分野間の連携がアドバイザーの役割、アドバイザーの実績を積み重ねていくことが今後重要となる。

(2) 重度障がい者の支援体制の整備【新規】

- 重度の方でも利用できるグループホームの設立。
- みよし市は放課後等デイサービスが充実してきているが、身体・重度の児童の受け入れられるデイサービスが少なく、近隣の市のデイサービスに頼っている。
- 重度利用児童家族との懇談の中で、学校卒業後の行先を悩んでいるケースが多い。重度だと住居系サービス(グループホーム事業)のニーズが高いと思われる。また、ロングショートステイの支給決定を緩和してほしいとの意見もあった。
- 高齢になった重度障がい者を介護保険適用施設に導くシステム・サービスを充実化してほしい。

(3) 福祉人材の確保・育成【重点】

- ソーシャルワーカーの確保・人材育成、障がい福祉従事者の獲得・育成。
- 必要な人材(若い)が集まらない。
- 就労支援ができる人材の獲得が容易ではない。
- 処遇改善の必要がある。
- 市内に、人材不足が原因で開所できない児童発達支援事業所がある。また、スタッフの求人をかけても集まらず、開所を断念した事業所もある。市民が、福祉の仕事に興味を持てるきっかけとなる活動が必要だと感じている。



(4) 親亡き後の支援体制の充実【新規】

- 現在1人暮らしの方、親御さんが亡き後1人暮らしになってしまう方々が、安心して暮らせる社会システムの必要性を感じる。
- 「今すぐでなくてもいいが、親亡き後の将来のために」というニーズで気軽に利用できる、緊急性の低い人への支援を拡充してほしい。
- グループホームも必要だが、自立体験を積むために必要な環境整備。してもらうより、自分でできることを増やす支援を。

⑤ 療育・教育

(1) 障がい児の支援体制の充実

- 市内の特別支援学級の在籍の児童生徒の保護者に対して、進路や福祉サービス、福祉に関する制度等について、情報交換する場を市（福祉課や教育委員会）が設けてほしい。
- きょうだい児の支援。
- 義務教育後の不登校児童の対応が十分ではない。
- 学校生活に負荷を感じている児童が一定数いる。教育視点だけにとらわれず、その子どもの障がい特性や性格と向き合ってもらいたいと感じる。学校と福祉サービス提供事業所との間には、かなりの溝があると感じている。
- 学齢期までの支援は充実しているが、卒業後の余暇支援の不足を感じている。
- 幼少期からの性教育。（性的トラブル、被害者・加害者になりえる）

(2) インクルーシブ教育システムの推進

- 相談支援専門員と教職員等の協議の場はあるが、定期開催なのか不明である。また、情報交換だけにとどまっている面があり、具体的に相談件数増になっているのか評価ができていない。
- 学校に、障がいへの理解がもっとあったらいいと思うことがある。みよし市は個別の支援計画を見ることが少ない。情報が学校の中でとどまっていることがある。
- 小中学校の教員への医療や福祉の状況提供がされるとよい。
- サークル等、参加者を限定しないで、同じ人として受け入れてほしい。

(3) 保護者支援の仕組みの確立【新規】

- 短期入所や入所施設の新設を推進し、学齢期から障がい児が短期入所を利用でき、家族が支援していくことが困難になった場合にもスムーズに利用できる、もしくは入所に移行していきやすい仕組みをつくっていただけるとありがたい。

- 働いている保護者が増えているので、利用時間の延長や送迎についての検討をお願いしたい。また、保護者の障がいや病気のため、学校への送迎が難しいケースがある。学校への登校に関わるサービスがあるとよいと思う。
- ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、家族向けの勉強会。
- 強度行動障がいの児童生徒が増えており、家庭での対応に悩んでいる保護者も多い。関係諸機関で日ごろから情報共有をし、問題が起こったときに素早く連携して対応に当たれるようにしておきたい。

⑥ 雇用・就労

(1) 就労支援体制の充実【重点】

- より多くの就業先を確保するため、市等からの職場実習への協力に関わる事業所に対する周知の拡充。また、障害者が利用できる就労移行支援事業所の確保。（現在市内には1か所）
- どのような仕事、職場が合っているのか、いくつかのサービスや職場を体験できるシステムの構築が必要ではないかと思う。
- 「長く働きたい」「社会経験をしたい」等、働く目的は人それぞれであるため、個々に合わせた支援が必要。
- 精神発達の就労が増えてきている（相談支援のみ特に）ため、支援者は精神・発達のスキルが重要。
- 就労支援だけでなく、生活支援を細やかに行っていくことが定着につながる。

(2) 障がい者の一般就労の促進

- 福祉サービスが一般就労支援の大きな弊害であると感じられる。現サービス事業所が、障がいのある人の地域参加を福祉の手を最小限に借りた状態で、インフォーマルなサービスを創出し、活動を行えるようにしていくことを現実化していかなければいけないと思う。
- 居心地の良い事業所とすることを考え、順調に利用者も増えてきたが、居心地が良すぎても一般就労への気持ちが失せてしまえば、A型としてはいかなものかと考えている。
- 定着支援がスムーズにいかない現状。実習・就労がうまくいっても、就職した後が難しい。

(3) 福祉的就労の工賃向上

- 職種や賃金・就業時間等の求人と求職のミスマッチが課題。
- 福祉的就労利用者の今後を考えると、年金＋工賃があると安心になると思う。



⑦ 社会参加

(1) スポーツ・文化・芸術活動の参加の促進

- 障がいのある人でも利用できるスポーツクラブ・ジム等、多種あるといい。
- 文化教室に参加できるような仕組み、サポート。
- 障がいのある人が音楽や絵画、演劇、ダンス等のパラアートに気軽に取り組み、自己表現できる環境を整える。
- 障がいのある人と健常者が同じスポーツ競技でチームを作り、励まし合い楽しめる場を持つことで、障がい者理解につながるのではないかと思う。
- 障がい児がいる家庭が、子ども会等地域の活動や行事に参加できていないことがある。障がいがあっても参加できるような、サポートが必要だと思う。

⑧ 障がいの理解

(1) 啓発・広報活動の推進

- 障がいに対する啓発・広報活動を通じ、障がい理解を深める。
- 地域住民がお互いを気にかけてあったり、ふれあったりすることができるような機会を創設することによって、互助につながるような地域づくりができてくるのではないかと思う。
- イベント等での出会いをきっかけに、日常について思いを寄せていただけるとありがたい。困りごとだけでなく、自信をもって取り組んでいることも含めて、日常を知っていただきたい。
- 地域コミュニティに参加して、お互いの顔を知ること。その上で、他人事を我が事に感じられる程度に交流すること。

(2) 福祉教育等の推進

- 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校等での授業の中に障がいの知識を持ってもらう活動を取り入れ、地域で暮らす障がいのある子ども、障がいのある人への理解を深めてもらえるような取組を行うことができるとよいと思う。子どもたちから大人へ、障がいへの理解を促すことにつながればよいと思う。
- 障がい特性に関する一定の理解、共生を前提とした考えを持つこと。障がいのある人との関わりで困難が生じた場合の適切な相談方法の把握。
- 障がいのある人が近くにいっても当たり前を受け入れられるよう、人権意識を高めてほしい。

(3) 障がい当事者団体、家族会、ボランティア等の活動への支援

- 家族向けの勉強会や交流会を実施してほしい。
- 助けを必要とするケースが既存のサービスに収まらない場合、関係者ととともに一緒に悩み、考えてもらえると良い。
- 現状を総合的に把握、課題を明らかにし、主体となり関係機関(市役所内他部署含む)と連携して解決することが必要。
- 施設イベント等に協力できるボランティア活動団体の啓発促進。(新たな担い手の発掘)
- 福祉サービスを利用したいと思っている人と、ボランティア活動でお役に立ちたいと思っている人を結びつけるシステムがない。そのため、ボランティア活動の意欲があっても利用者が減少していき、ボランティア活動も先細りの状況。障がいのある人とボランティアをつなぐコーディネーターとしての役割と、待ちの姿勢ではなく積極的な情報発信の役割を期待する。



5. パブリックコメントの実施結果

本計画の策定にあたり、パブリックコメント制度による意見募集を行いました。いただいたご意見については、計画を進める上で参考とさせていただきます。

(1) 募集期間

令和5（2023）年12月11日（月）から令和6（2024）年1月11日（木）まで

(2) 募集方法

郵送、ファクス、電子メール及び直接持参による方法

(3) 募集結果

提出者数：1人

意見総数：2件

提出方法：書面

(4) 内容及び施策の具体的な事業に対する意見数

章	施策項目、施策の方向性等	件数
4章 障がい者計画	5-(3)保護者支援の仕組みの確立	1
7章 障がい児福祉計画	障がい児支援の提供体制の整備等	1

(5) 意見内容

御意見の趣旨	市の考え方（回答）
<ul style="list-style-type: none"> ・時間と曜日を限定せず、気軽に相談に行ける場所が必要（センター）だと考える。 ・障がいのある子の保護者の受容支援について、母親より父親方が受容に時間がかかるため、市での対応をお願いしたい（難しい場合は、案内だけでもしてほしい）。 ・親子通園、通園施設での保護者同士のやりとりの機会が少ない。また、保育園と通園施設の子同士の交流の機会も少なく、通園施設に通う子にとっても地域の子たちと過ごす時間は貴重なので増やしてもらいたい（学校の特別支援学級の方が手厚いように感じる）。 ・子どもの進学・就労に向け、中学卒業後の進路が分かりづらい。どんな進路先があるのか、具体的に教えていただける場があるとよい。 	<p>障がい者計画の5 療育・教育（1）障がい児の支援体制の充実、（3）保護者支援の仕組みの確立の具体的な取組及び新規の取組に明記し、障がいのある子の保護者に対する相談支援や保護者同士の交流の充実に向けた取組を検討します。</p>

・重症心身がい児の支援も必要ですが、軽度やグレーゾーン、境界知能の子の支援も必要。現状、放課後デイサービスを希望通りに利用できない人もいて、親が就労している場合、困ることがある。（受け皿がない）。軽度の子の場合は相談すれば児童クラブに入所できるが、入所にあたって配慮がない（点数の加点等）。軽度の子であっても、家の留守番を一人でさせることは不可能であり困っている。全ての障がいのある子への支援が片寄りなく、こぼれることのないようお願いしたい。

障がい者計画の5 療育・教育（2）インクルーシブ教育システムの推進及び障がい児福祉計画の3 障がい児支援の見込量（活動指標）と確保策等に明記し、個々の状況に応じた対応、支援を検討します。

みよし市障がい者福祉計画

第5期みよし市障がい者計画
(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)
第7期みよし市障がい福祉計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)
第3期みよし市障がい児福祉計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

発行日 令和6(2024)年3月
発行 みよし市
編集 みよし市福祉部福祉課
住所 〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
連絡先 TEL: 0561-32-8010 (直通)
FAX: 0561-34-3388
<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>



みよし市障がい者福祉計画

第5期 みよし市障がい者計画
(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)
第7期 みよし市障がい福祉計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)
第3期 みよし市障がい児福祉計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

発行日 令和6年3月
発行 みよし市
編集 みよし市福祉部福祉課
住所 〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
連絡先 TEL:0561-32-8010(直通)
FAX 0561-34-3388
<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/>